

中国農業技術普及システム強化計画 実施協議調査団報告書

平成 11 年 1 月

JICA LIBRARY



J1150734 (0)

国際協力事業団

農 開 技
J R
99-1

中国農業技術普及システム強化計画実施協議調査団報告書

平成 11 年 1 月

05
207
DT
RARY

中国農業技術普及システム強化計画 実施協議調査団報告書

平成 11 年 1 月

国際協力事業団



1150734 (0)

序 文

国際協力事業団は、中華人民共和国政府の要請を受け、平成8年11月、中国農業技術普及システム強化計画に関する事前調査を実施し、その調査報告等を踏まえて平成10年11月8日から同25日まで、国際協力事業団理事 亀若 誠を団長とする実施協議調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、中華人民共和国政府関係者と実施のための協議を行い、討議議事録 (R/D) 及び暫定実施計画 (TSI) の署名・交換を行いました。その結果、本プロジェクトを平成11年3月1日から5か年間の計画で実施することとなりました。

また、本実施協議終了後、団長ら一部は、中国湖北省で実施中の農業2案件の現地調査及び他の農業2案件に関する協議を行いました。

本報告書は、同調査団による協議結果を取りまとめたものであり、今後、本プロジェクトの実施にあたり広く活用されることを願うものです。

終わりに、この調査にご協力とご支援を頂いた内外の関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成11年1月

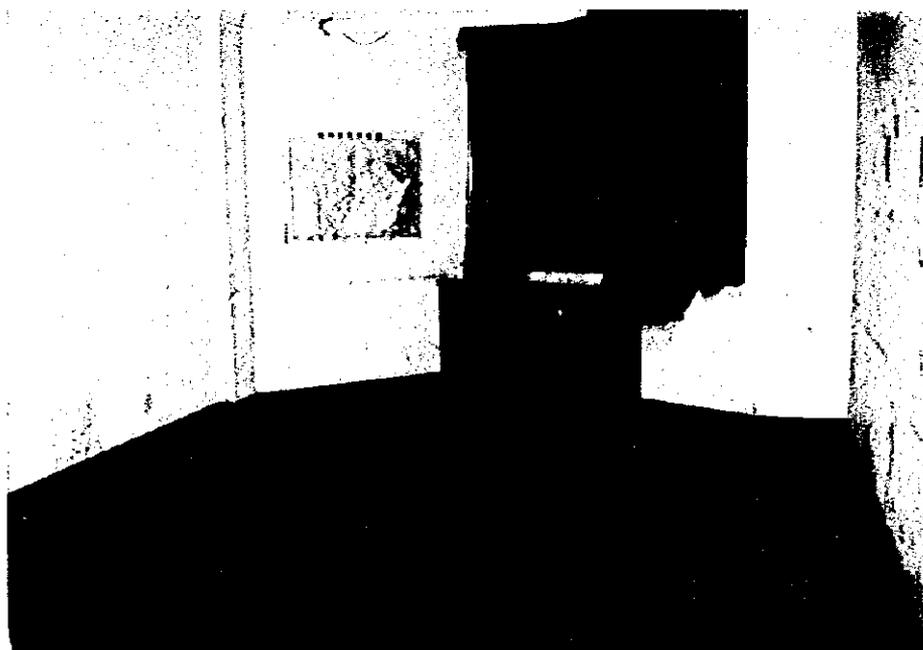
国際協力事業団
理事 亀若 誠



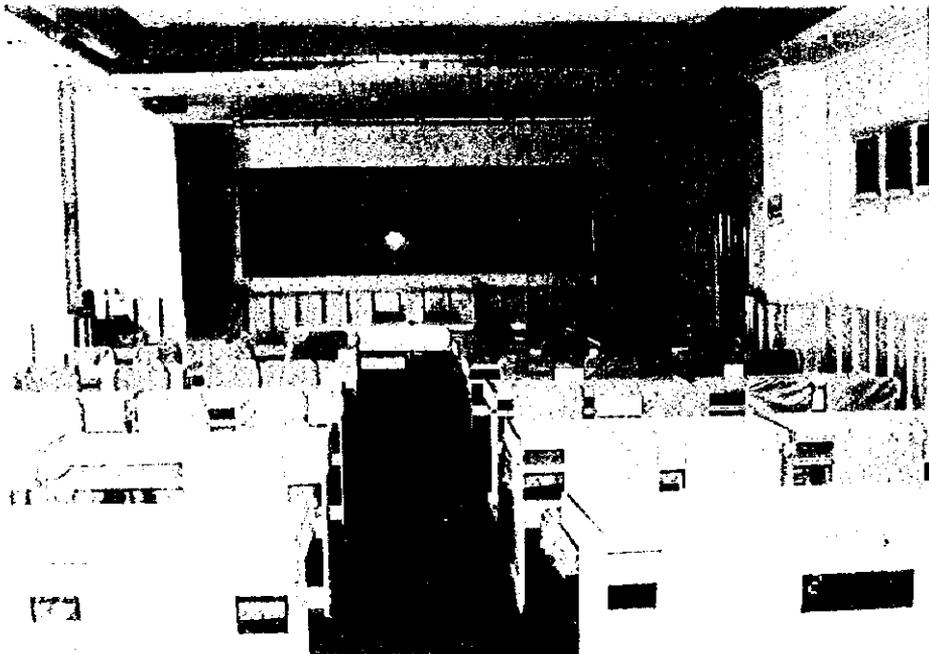
討議議事録 (R/D) の調印式
後方中央は農業部 路明副部長



北京全国農業技術普及サービスセ
ンターにおける協議



四川省農業技術普及サービスセン
ター内、専門家執務室



四川省農業技術普及サービスセンター内、講義室
農業普及員の人材養成もここで
行われる。



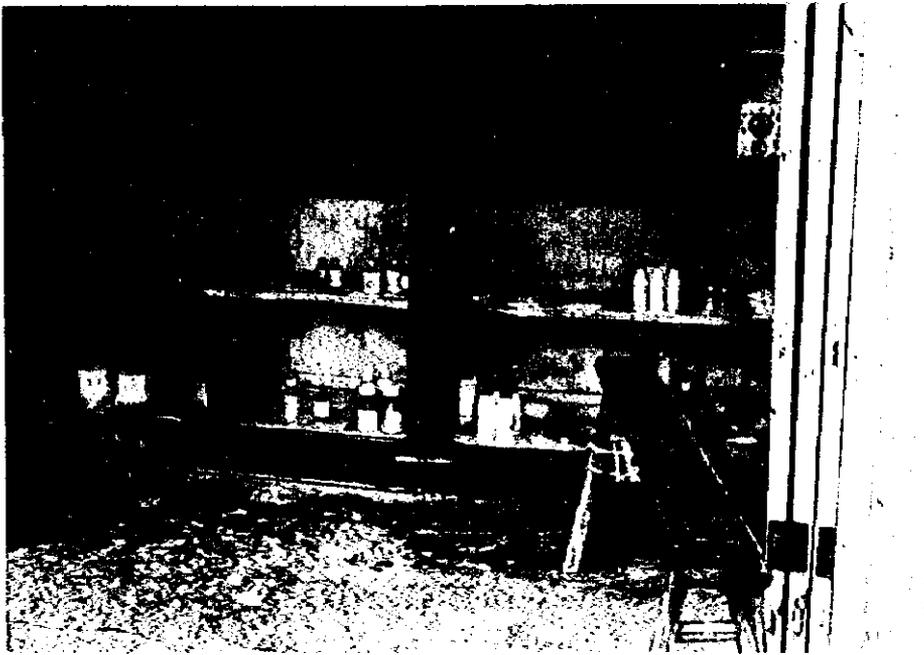
試験、展示圃場の設置が予定され
ている、成都市第2農業科学研究
所圃場



試験、展示圃場の設置が予定され
ている、成都市第1農業科学研究
所圃場
(農家より買い取り造成中)



典型的な郷・鎮レベルの農業技術普及ステーション（成都市郊外）。机と椅子以外は若干の資料しかない。



典型的な郷・鎮レベルの農業技術普及ステーション（成都市郊外）。農薬、肥料、種子を販売しステーションの運営費に充てている。



自贡市郊外の農村



稲ワラをつかったマルチ栽培
(成都市郊外の農家)

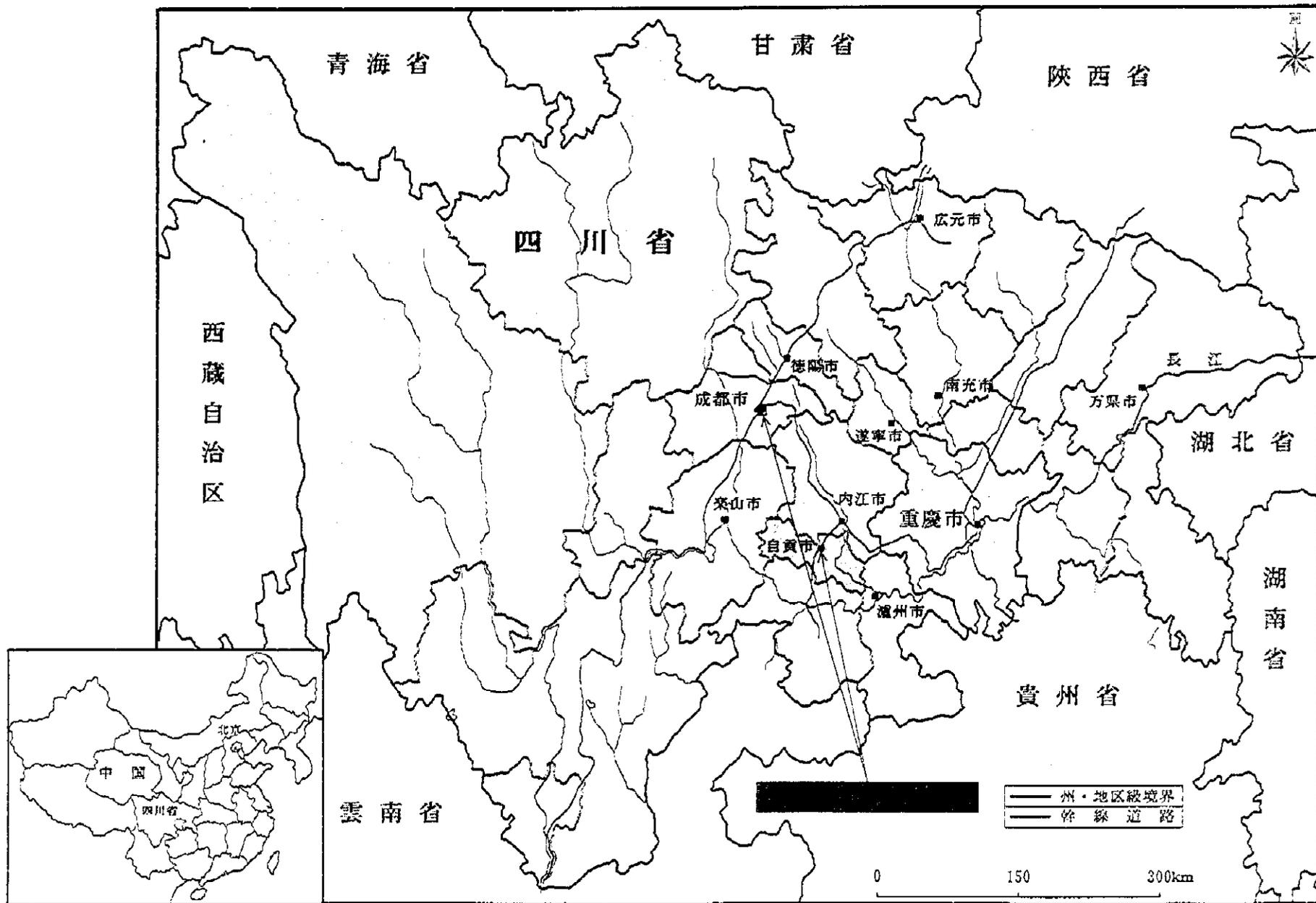


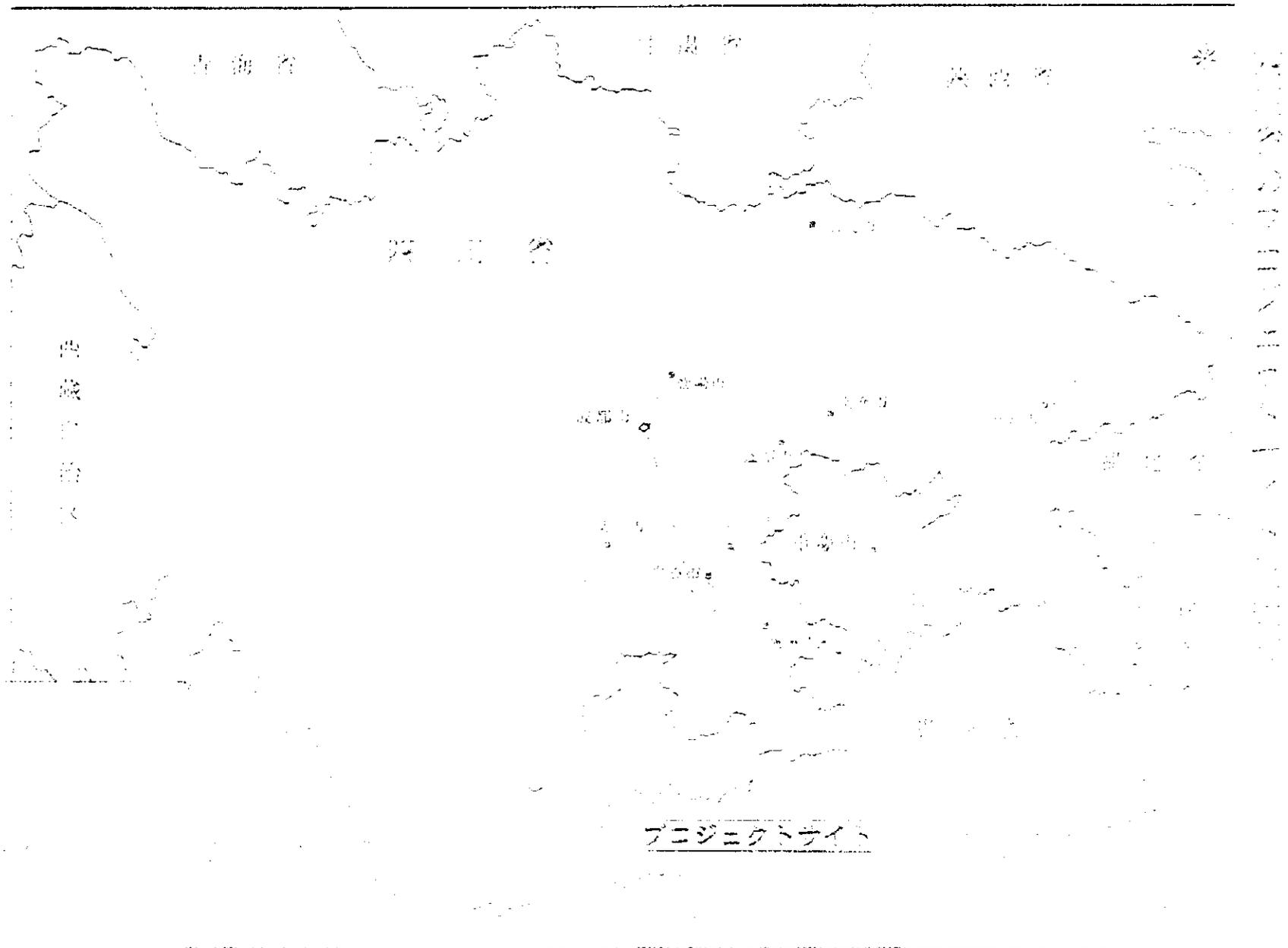
湖北省林木育種センター（武漢市）
での聞き取り調査



湖北省江漢平原四湖湛水地域総合
開発センターでの聞き取り調査

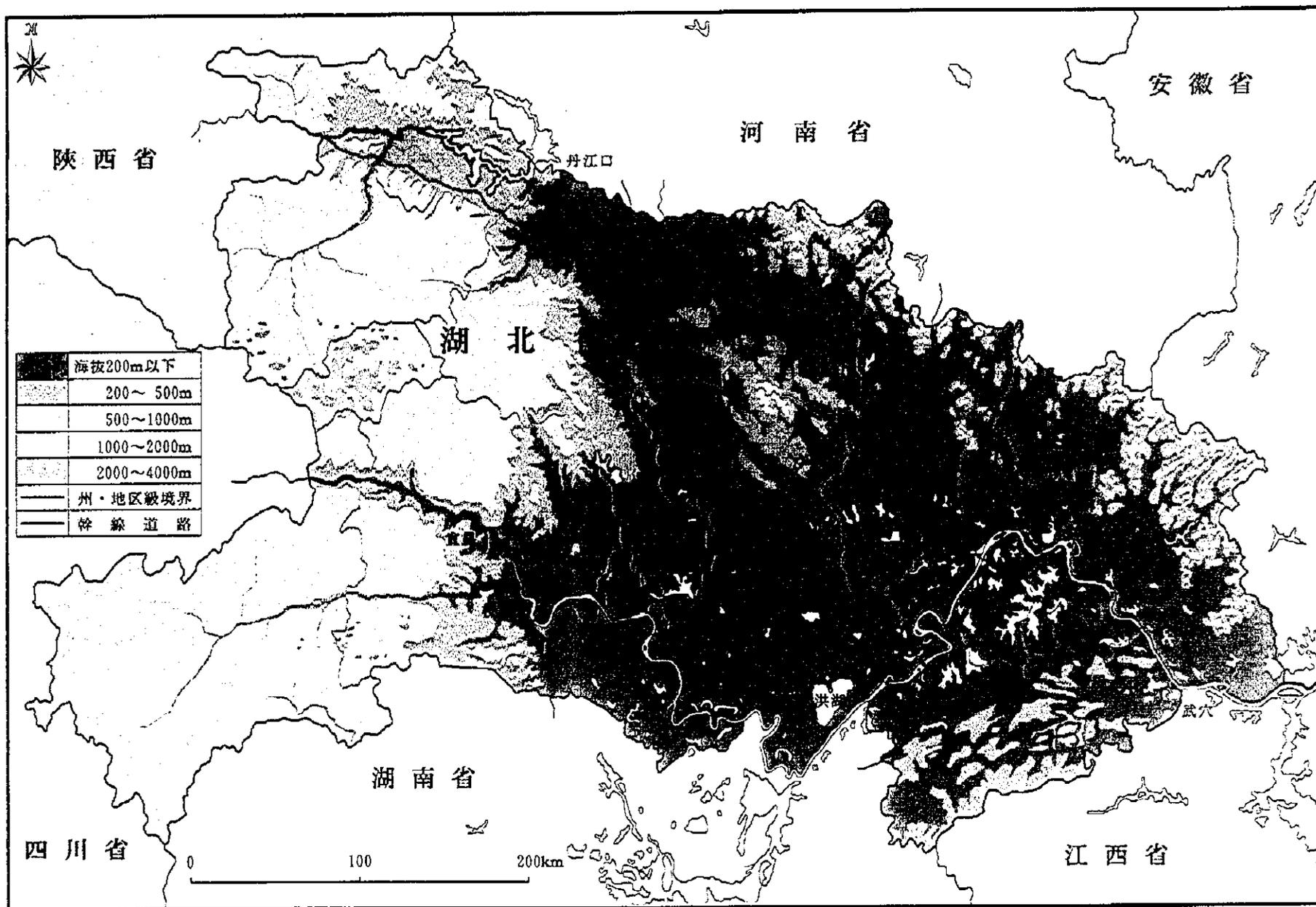
四川省のプロジエクトサイト位置図



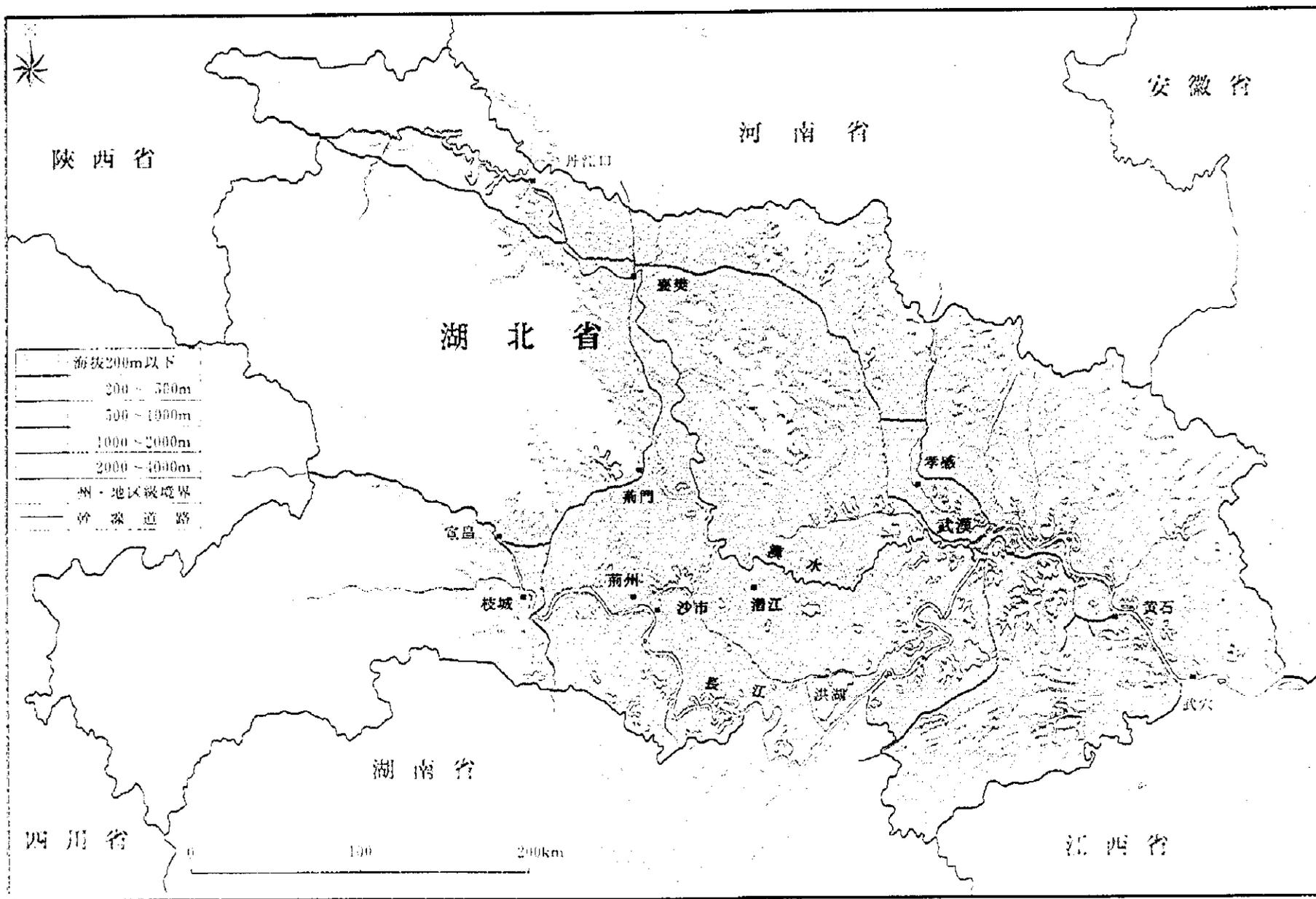


プロジェクトサイト

調査を実施した湖北省



調査を実施した湖北省



目 次

序文

写真

地図

1. 実施協議調査団派遣	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 調査日程	3
1-4 主要面談者	5
2. 団長所感	9
2-1 総括	9
2-2 個別事項	11
3. 要約	16
4. 討議議事録の交渉経緯	17
4-1 実施協議調査にあたっての基本的な考え方	17
4-2 交渉経緯	17
4-3 中国側実施体制	24
5. 現地調査結果	26
5-1 営農実態調査・分析評価に基づく技術普及計画の作成	26
5-2 実証試験、実証展示圃設置による新技術の普及促進	26
5-3 普及員の研修施設及び研修機材	33
5-4 専門家の生活環境	33
6. プロジェクト実施上の留意点	35

資料

1. 討議議事録（英文、和文、中国文）	39
2. 暫定実施計画（和文、中国文）	72
3. 協議覚書（和文、中国文）	78
4. カウンターパートリスト	91
5. 要請課題リスト（四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター）	94
6. 四川省の農業技術普及システム	106
7. 現有する機材リスト（四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター）	107
8. 農業センサスデータ処理・活用技術改善計画に係る協議要旨	110

1. 実施協議調査団派遣

1-1 調査団派遣の経緯と目的

中国では人口が1981年の10億人から1995年の12億人に増加して、その食糧消費も急増している。このため中国政府は、食糧生産能力の拡大を国家の重要課題としており、そのための適正農業技術の普及が極めて重要になってきた。同国政府は、中国独自の農業技術普及を進めており、ある程度効果を上げてきている。しかし、全体に農業技術の普及は十分ではないので、普及の基礎理論、普及システム管理、具体的な普及方法等について、国外からの技術移転を図り、農業生産性の向上に資することを望んでいた。

こうした状況のもと、中国政府は我が国に、一定規模でハイレベルの農業技術普及体系のモデルを設立して、日本の先進農業技術を導入し、全国で農業技術普及システムの発展を促進したいとして、プロジェクト方式技術協力を要請してきた。

上記要請を受け、国際協力事業団は1996年11月に事前調査団を派遣した。この調査では、中国側から要請のあった遼寧省及び四川省の2省の視察を行い、四川省をプロジェクトサイトにする事とした。

1997年9月、基本計画を策定する際に必要となる問題点の解明のため、中国側の要請内容の裏付けとなる詳細な現況を調査することを目的に、第1次長期調査員が派遣された。現況を把握するための、また問題点分析に必要な情報の収集が主目的であった。

次いで1998年3月、第2次長期調査員が派遣され、技術協力実施の可能性を探るとともに、要請の背景、技術協力課題の柱、関係機関等を明確にした。

今般はプロジェクト方式技術協力を開始するにあたり、第2次長期調査結果に基づいて、中国政府関係機関、関係者とプロジェクト実施のための協議を行い、討議議事録(Record of Discussions: R/D)、暫定実施計画(Tentative Schedule of Implementation: TSI)及びミニッツの作成、署名・交換を行うことを目的として、実施協議調査団が派遣された。

また、本実施協議調査終了後、団長、通訳/実施体制、技術協力団員は、中国湖北省で実施中の2案件の現地視察をしたほか、北京で実施中の農業関連2案件について先方関係者との協議を行うため、引き続き中国に滞在した。

1-2 調査団の構成

氏名	分野	所属
亀若 誠	総括（団長）	国際協力事業団理事
菊地 雅夫	副総括（副団長）	国際協力事業団専門技術嘱託
木村 一栄	普及／研修	農林水産省農業園芸局普及教育課普及指導官
木田 洋	通訳／実施体制	国際協力事業団農業開発協力部特別嘱託
森口 加奈子	技術協力	国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課

〔同行者〕

山梨 実 中国湖北省江漢平原四湖洪水地域総合開発計画 短期専門家

1-3 調査日程

1998(平成10)年11月8日(日)～11月25日(水)

日順	月日(曜)	行程	調査活動等	宿泊先
1	11/8(日)	東京→北京	移動 成田10:45～北京13:40 (JL781) ホテル内で開会議	北京亮馬河飯店 TEL:010-6590-6688 FAX:6513
2	/9(月)	北京	10:00～12:00 JICA中国事務所打合せ 14:00～18:00 全国農業技術普及サービスセンターと第1回協議	北京亮馬河飯店
3	/10(火)	北京→成都	北京10:20～成都12:45 (SZ4106) 15:00～17:00 四川省農業庁、四川省農業技術普及サービスセンター第1回協議(全国普及センター藤岡氏参加)	成都・岷山賓館 TEL:028-558-3333 FAX:028-558-2151
4	/11(水)	成都	08:30～18:00 四川省農業技術普及サービスセンター第2回協議(全国普及センター藤岡氏、自貢市農業局長李清沐氏、自貢市農業技術普及センター倪躍松氏参加)	成都・岷山賓館
5	/12(木)	成都	09:00～12:00 成都市第2農業科学研究所内実証試験圃場、成都市第1農業科学研究所内実証試験圃場建設用地視察 14:00～18:00 四川省農業技術普及サービスセンター内科学測定機器類及び人員養成施設視察 四川省農業技術普及サービスセンター第3回協議(全国普及センター藤岡氏、自貢市農業局長李清沐氏、自貢市農業技術普及センター倪躍松氏参加)	成都・岷山賓館
6	/13(金)	成都→自貢市	09:00～12:00 成都→自貢市(高速道路開通) 14:00～18:00 自貢市農業技術普及センター内専門家執務室、休憩室他視察 自貢市農業技術普及センターとの協議(全国普及センター藤岡氏、四川省普及センター曾祥貴氏、葉少平氏、向華慶氏参加)	自貢・沙湾飯店 TEL:0313-220-8888 FAX:1168
7	/14(土)	自貢市	08:30～12:00 自貢市沿灘区衛坪鎮農業普及ステーション、農家視察 14:30～17:30 自貢市成佳鎮試験圃場、展示圃場予定地視察	自貢・沙湾飯店
8	/15(日)	自貢市→成都	09:00～12:00 自貢市→成都(高速道路) 13:30～16:30 イトーヨーカ堂及び錦綉花園公寓視察	成都・岷山賓館
9	/16(月)	成都	09:00～18:30 四川省農業技術普及サービスセンターでミニッツに関する協議、日中翻訳文突き合わせ 亀若団長成都着 北京16:10～成都18:30 (3U46) JICA中国事務所井形所員、農業部国際合作司アジアアフリカ処(亜非処)王維琴副処長同行	成都・岷山賓館
10	/17(火)	成都	亀若団長、井形所員、木村団員成都郊外農村調査 他団員、王維琴氏ほか中国側代表団と協議 夜：四川省敬正書副省長、省科学技術委員会仁紹輝副主任会見	成都・岷山賓館

日 順	月日(曜)	行程	調査活動等	宿泊先
11	11/18 (水)	成都→ 北京	成都11:10～北京13:10 (SZ4107) 農業部王維琴氏、全国センター龔閻函氏、四川省代表5氏(趙学 謙、曾祥貴、向華慶、李清津、倪躍松)同行 亀若団長: JICA中国事務所、日本大使館報告 他団員: 資料整理	北京亮馬河飯店
12	/19(木)	北京	09:00～15:00 全国農業技術普及サービスセンターで討議議事録 案など最終協議(農業部1名、四川省農業庁、普及センター、 自貢市職員5名も参加) 17:00～ 農業部路明副部長との会見 17:30～ 農業部にて討議議事録他調印式 署名者: 農業部国際合作司 李正東副司長、調査団 亀若誠団長 (農業部、四川省農業庁、自貢市農業局、日本大使館、JICA中国 事務所など参加)	北京亮馬河飯店
13	/20(金)	北京→ 東京 北京→ 武漢	菊地副団長、木村団員帰国 北京15:00～成田19:10 (JL782) 亀若団長、木田、森口団員・山梨短期専門家、及び美馬次長 北京10:55～武漢13:10 (CZ3138) 14:30～ 湖北省林木育種センター視察 17:30～ 湖北省科学技術委員会と会談	武漢・麗江飯店 TEL:027-710- 3668
14	/21(土)	武漢→ 荊州	08:00～12:30 武漢市→荊州市(高速道路) 14:00～18:00 江漢平原四湖湛水地域総合開発計画及び湖北農学 院視察 21:00～ 専門家との懇談会於荊州賓館会議室	荊州市・荊州賓館 TEL:0716-846- 7600
15	/22(日)	荊州→ 宜昌→ 荊州	07:30～ 三峡ダム工事地区視察 17:00～ 荊州市洪水防御指令地視察	荊州市・荊州賓館
16	/23(月)	荊州→ 武漢 武漢→ 北京	08:00～ 荊州発、潜江市高場モデルインフラ工事現場視察 12:00～ 湖北省人民政府陳柏槐副秘書長と懇談於洪山賓館 亀若団長、木田、森口団員及び美馬次長 武漢16:00～北京17:55 (CZ3139)	北京亮馬河飯店
17	/24(火)	北京	09:00～ 灌溉排水技術開発研修センター視察 14:30～ 国家統計局中国糧食及農業統計センター朱向東主任 他と中国センサスプロジェクトについて懇談 日本大使館宮原章人參事官、黄榮天通訳、JICA中国事務局美 馬次長、井形所員、李瑾所員、中国科学技術部葉冬柏処長同席	北京亮馬河飯店
18	/25(水)	北京→ 東京	JICA中国事務所報告 帰国 北京15:00～成田19:10 (JL782)	

1-4 主要面談者

所属・職位	氏名	注記
全国農業技術普及サービスセンター副主任	許 維升	11/9 全国センターとの協議
“ 外経外事処処長	聶 閔	“ (四川省へ同行)
“ “ 処員	李 雪奇	“
“ 体系管理綜合処処長	李 立秋	“
“ 種子行業指導処処員	黄 錦龍	“ (プロジェクト通訳予定者)
農業部国際合作司而非処副処長	王 維琴	“
四川省農業庁庁長	文 正経	11/10 四川省センターとの協議
“ 常務副庁長	範 敬超	“
“ 副庁長、四川省農技普及センター主任	趙 学謙	“
“ 国際合作処処長	萬 応泉	“
“ “ 副処長	曾 祥貴	“ 自貢市に同行
“ “ プロジェクト主任	向 華慶	“、 “ (協議中の通訳)
“ “ 処員	李 可久	“
四川省農業技術普及サービスセンター副主任	馮 雲清	“
“ 副主任	塗 建華	“
“ 土壤肥料站 高級農芸師	楊 文貴	“
“ 經濟作物站 高級農芸師	康 厚生	“
“ 種子站 高級農芸師	楊 元明	“
“ 農技站 高級農芸師	趙 玉庭	“
“ 辦公室員 高級農芸師	李 明	“ (専門家秘書予定者)
“ 經濟作物站 會計師	劉 汝之	“ (プロジェクト会計予定者)
四川省農業管理幹部学院 副教授	葉 少平	“ (プロジェクト通訳予定者)
自貢市農業局局長	李 清沐	11/11より協議に参加
自貢市農業技術普及センター主任	倪 躍松	“
成都市第二農業科学研究所所長	杜 文建	11/12 試験展示圃場視察
“ 副所長	林 正清	“
“ 所長助理	莫 鑑国	“
“ 所管科長	高 恩長	“
成都市第一農業科学研究所副所長	陳 卓	11/12 試験圃場建設地視察
“ 辦公室主任	鐘 育金	“
自貢市農業局副局長	譚 遠明	11/13 自貢市農技センター調査
“ 辦公室主任	東 昭書	“

所屬・職位	氏名	注記
自貢市農業局辦公室副主任	劉 康夫	11/13 自貢市農技センター調査
自貢市農業技術普及センター副主任	譚 俊良	"
" " 農技普及站長	王 玉光	"
" " 農技普及站副站長	喻 波	"
" " 經濟作物站研究員	王 大均	"
" " 土壤肥料站副站長	李 曉剛	"
" " 辦公室副主任	趙 小康	"
自貢市人民政府副市長	程 一爽	11/13 自貢副市長招宴
" 秘書	楊 家祿	"
自貢市沿灘区政府副區長	張 利權	11/14 自貢市郷・鎮視察
" 農林局局長	許 羅文	"
" " 農技站站長	周 安海	"
" 衛坪鎮鎮長	黃 孝平	"
" " 副鎮長	羅 興之	"
" " 農技站站長	伍 光華	"
" " 農家	溫 少華	"
自貢市成佳鎮鎮長	赤 金林	11/14 試驗展示圃場視察
" 副鎮長	黃 詩祥	"
" 農技站站長	劉 德明	"
華新國際城市發展有限公司銷售代表	鄧 梅	11/15 錦綉花園マンション視察
四川省人民政府副省長	敬 正書	11/17 副省長招宴
四川省科學技術委員會副主任	仁 紹輝	"
中國農業部副部長	路 明	11/18 R/D調印式
" 國際合作司副司長	李 正東	" R/D署名者
" 財務司副司長	蔣 協新	" R/D調印式
湖北省林業庁庁長助理	左 雄中	11/20 林木育種センター視察
" 營林綠化処副処長	肖 繼斌	"
" 科教処副処長	徐 忠義	"
湖北省林業庁林木育種センター主任	王 宏乾	11/20 林木育種センター視察
湖北省林業庁林木種苗管理ステーション長	洪 石	"
湖北省林業庁林木育種センターカウンターパート	汪 建玉	"
"	胡 建偉	"

所属・職位	氏名	注記
湖北省林業庁林木育種センターカウンターパート	黄 発新	11/20 林木育種センター視察
"	曹 健	"
"	張 銳	"
"	周 必成	"
"	王 玉萍	"
"	蔣 祥娥	"
" 日本専門家チームリーダー	栄花 茂	"
" 業務調整員	柳沢 國広	"
" 長期専門家	伊藤 輝勝	"
" "	河村 嘉一郎	"
湖北省科学技術委員会副主任 (プロジェクト管理辦公室主任)	石 尚文	11/21 四湖地区総合開発センター視察
湖北農学院院長	李 同明	"
" 副院長	李 達夫	"
湖北省四湖洪水地域開発研究センター副主任	雷 慰慈	"、カウンターパート組組長
" センター員	欧 光華	"、カウンターパート組副組長
" "	黄 智敏	"、"
" "	龍 信文	"
" "	李 必華	"、潜江市副市長
" "	甄 聖芝	"
" "	高 綉紡	"、通訳
" "	朱 健強	"
" "	白 宗新	"、共産党支部書記
" "	周 治安	"
プロジェクト管理辦公室副主任	陳 毛生	"
" 室員	孫 剛	"
湖北省江漢平原四湖洪水地域総合開発計画専門家リーダー	谷 宏則	11/21 四湖地区総合開発センター視察
" 業務調整員	山田 則子	"
" 専門家	伊藤順之輔	"
" "	太田 健壽	"

所属・職位	氏名	注記
湖北省江漢平原四湖洪水地域総合開発計画専門家	新村 善男	11/21 四湖地区総合開発センター
“ “	林 郁夫	“
湖北省科学技術委員会副主任	韓 克彪	11/22
宜昌市科学技術委員会主任	李 和奎	11/22 三峡谷ダム視察
“ 副主任	杜 偉	“
“ 国際科技合作科長	陳 清琳	“
湖北省人民政府副秘書長	陳 柏槐	11/23 懇談
湖北省林業庁副庁長	呉 先金	“
中国灌漑排水技術開発研修センター副主任	韓 振中	11/24 灌漑排水技術センター視察
“ 職員	王 彦軍	“
“ 日本人専門家チームリーダー	関 光男	“
“ 専門家	飯島 孝史	“
国家統計局中国糧食及農業統計中心主任	朱 向東	11/24 センサスに関する協議
“ 副主任	權 鏡	“
“ 副主任	徐 志全	“
“ 処長	鄭 雲陽	“
“ 処長	曹 玉平	“
“ 副処長	白 康	“
“ 副処長	林 京興	“
中国科学技術部国際科技合作処処長	葉 冬柏	“
日本大使館参事官	宮原 章人	“
“ 職員	黄 榮天	“、通訳
JICA中国事務所長	松澤 憲夫	11/9 JICA中国事務所
“ 次長	美馬 巨人	“
“ 所員	井形 洋二郎	“
“ 所員	李 瑾	“

2. 団長所感

2-1 総括

(1) 農林水産分野への協力

- 1) 農林水産分野のプロジェクト方式技術協力として、平成7年度に9件実施（中国での全分野の4割）しており、これまでも高い評価を得てきている。
- 2) 今回の訪中に際しても、中央政府の科学技術部、農業部、林業局（旧林業部）いずれもその対応は好意的であり、また、地方の省で実施されているプロジェクトについても、実態をかなり把握していると認められた。
- 3) 一部伝えられている、食料・農業にかかわる課題について外国からの支援はいさぎよしとしないとの感じは、少なくとも行政官からは伝わってこなかった。
- 4) 今後の協力については、中国側もかなりの力をつけてきていることから、実力を認めつつ、分野ごとに特色のある課題について、積極的に対応することが望ましい。

(2) 省レベルのプロジェクトと中央政府との関係

- 1) 農林水産分野のプロ技9件中、中央レベルのものは1件にすぎず、一般論として、政府ベースの協力成果を自助努力で地方に、という図式に外れているようにみえる。
- 2) しかしながら、現在、省レベルで実施中のものは、たとえば、淇水地域総合開発や林木育種など、分野として特色があり、実態として国内唯一のものとして位置づけられている。これが中央関係機関が実情を良く把握している一因ともみられる。
- 3) 今回、実施協議で合意に至った四川省で実施する農業技術普及システム強化計画も、農業部としてその成果を掌握し、関係省を指導していくことを確約している（総括責任機関も農業部として位置づけている）。
- 4) したがって、省レベルのものであっても、中国国内での位置づけを明確にさせ、実施していくことが望ましい。特に、内陸部の省にとっては、JICAのプロジェクトの誘致には大きなメリットを感じ、かなりのレベルの者をカウンターパート（C/P）に配置し、受けとめる努力をしていることもあり、成果が期待できる。
- 5) 一方、行政改革が今後省レベルに及んでいくとされており、C/P機関の位置づけには、十分注意を払っておく必要がある。

(3) 派遣専門家への配慮

- 1) プロジェクトへの期待から、C/Pとしてかなり有能な者を配置してくるため、派遣専門家に

も相応の資質の者が要求される。

- 2) 一方、通訳を中国側が用意する習慣があるため、多くのプロジェクトでみられるように有能な専門家であっても語学で落とされることがなく、選考の自由度が高い。このため、他の国への派遣以上に、専門家の選考に意を用いる必要がある。
- 3) 地方にあって、地域展開型プロジェクトの場合、特にリーダーには高い見識と幅広い知識（たとえば、農業普及の場合も、日本の流通、金融、各種組合組織等の知識）が求められる。個人での対応は不可能に近いため、他の長期専門家もやや年齢を高くし、ジェネラリスト的な位置づけをするとともに、国内委員会等での支援はもちろん、本部においてもさまざまな質問にこたえる姿勢をとり、リーダー等がその専門外だからといって、相手側の質問を閉ざすことのない態勢が望まれる。
- 4) その一方で、若手C/Pを中心に、最新の技術転移を求める傾向も強い。これらのニーズにこたえるため、短期専門家には、極力これにこたえ得るスペシャリスト的な者を配していくことが望ましい。
- 5) 地方には、今もなお接待の風習も強く残っている模様であり、また、少しでも有利な条件を引き出すため、専門家の分断を図るかのような動きもあるとされている。かかる状況について、派遣前での注意喚起が必要と思われる。また、派遣されている専門家の評価にあたっては、慎重さが求められる。

なお、専門家は派遣されるにあたって、中国についての著書の2～3冊は少なくとも読んで来てほしいとの現場の声を付言しておきたい。

(4) 中央政府機関への専門家の配置

中央政府機関への外国人の配置には排他的であり、中央にあって、地方の省のプロジェクトとの連絡調整を行い、成果の全国展開へのプロモーター機能をねらう「チーフアドバイザー」の設置などは難しいことを考慮して対応する必要がある。

(5) 日本側協議団の態勢

省においてモデル地区設置を予定する場合など、誘致への思惑などが働くこと、また、失脚が比較的簡単に行われる国で、しかも、行政改革が進むなかであることから、対外交渉で不利益をこうむらぬよう、相手方が立場の主張を強く出し、協議に時間と労力を要することが今後とも多いと考えられる。このため、日本側としても、他の国以上に団員、団構成に十分意を用い、各分担分野について、事前の検討を重ねておく必要がある。

2-2 個別事項

2-2-1 農業技術普及システム強化計画：四川省成都市・自貢市（1999.3～2001.2）

1) 概要

- ① 1993年に農業法、普及法が制定され、市場経済に対応する農業技術普及システムを構築し、普及活動の強化を通じて農業生産の向上を図ろうとしているが、システムと実態の乖離（かいら）が大きく、これらを改善するためのプロ技の実施を要請してきた。
- ② 3回の調査の後、プロジェクトサイトを四川省に設置。今回、具体的活動の場となる実証圃場の検討を含む実施協議を農業部及び四川省農業庁関係者との間で実施し、討議議事録（R/D）、暫定実施計画（TSI）及び協議覚書を作成して、署名を取り交わした。
- ③ 具体的活動の場を四川省とするが、プロジェクトの総責任者を農業部国際合作司副司長、実施責任者を全国農業技術普及サービスセンター主任及び四川省農業庁長とし、成果の全国普及体制をとることで合意した。

2) 所感

- ① 四川省農業庁及び実証圃場等が置かれる成都市、自貢市の関係者はもちろん、中国農業部関係者も期待は大きい。
- ② 成都市と自貢市の農業環境は大きく異なるため、普及にあたっての諸元は豊富に得られるが、日本側専門家にとっての負担が大きいことが予想され、今後の推移をみながら、協力体制の見直しも視野に入れておく必要がある。
- ③ 派遣する専門家は、長期については、幅広く総合的に対処できるジェネラリスト的な者（比較的年配の者）とし、短期については、先端的知見を持ったスペシャリスト的な者を適宜配するなどの配慮が必要である。
- ④ 成都市は、水田地帯で極めて集約的に農業が行われており、その技術も日本から導入したとする畑苗代、苗投げ移植を核として、稲・麦連続不耕起栽培や稲わらマルチを取り入れたニンニク、ホウレンソウの混作などが行われている。また、稲わら施用と無施用の麦の生育・収量の比較検討が行える展示圃も設置されているなど、普及活動も活発である。

したがって、ここに導入していく技術レベルはかなりのものが要求される。日本の不耕起稲作のデータの入手、市場からみた換金作物の検討、ウイルスフリー化技術の導入なども考慮する必要がある。

- ⑤ 自貢市は中山間地農業地帯とみられることから、市場もみつつ、傾斜地での果樹、ソバなども導入作物の一つとして検討し、多品目化のなかで現金収入の増加に結びつけていく配慮が必要と思われる。
- ⑥ R/Dにも位置づけている農民技術員の協力の有無もプロジェクトの成果に大きく影響するものとみられることから、彼らへの不断の配慮が必要と考える。

- ⑦ 成果の全国展開を図るため、組織体制のみならず、運用面においても、極力全国農業技術普及サービスセンターでのセミナーを展開し、活動報告と課題の討議等を行うことが望ましい。あわせて、2年前に開始されている湖北省江漢平原四湖洪水地域総合開発計画との連携をとっていくことが望まれる。
- ⑧ 討議議事録に記載される「日本人専門家の特権」等の用語について、中国語として「優遇待遇」とするなど、あいまいさの残る用語の使用が、他のプロジェクトの場合の前例を引いて要求され、調整に多くの時間を要している。事務所としてある程度の統一性をとることが望まれる（この場合、別途覚書で同意であることを確認）。

2-2-2 その他

(1) 湖北省林木育種計画：湖北省武漢市（1996.1～2001.1 リーダー；榮花 茂）

1) 概要

- ① 中国で唯一の林木の育種場として位置づけられ、育種技術の開発と森林遺伝資源保全技術の開発を目的に活動している。
- ② 交雑技術、組織培養技術を開発し、(a)広葉杉、馬尾松、カラマツ、ポプラ等を対象に、成長性、材の良質性、病虫害抵抗性、不良環境適応性等の改良を実施、(b)併せて、優良苗の工場的生産技術を開発する。
- ③ 森林遺伝資源保全技術として、(a)日本及び中国国内のカラマツ、ポプラ、社仲（社仲茶の木）等の品種・系統を収集・保存し、(b)品種・系統間の血縁関係分析等による遺伝資源としての保存、情報整備を行い、(c)血縁関係分析の応用による天然林枯死の要因解析等を実施する。

2) 所感

- ① 開発内容が極めて重要かつ高度であるが、当該育種場が研究機関としての位置づけではなく、事業所としての位置づけであるため、プロジェクト終了後もこの技術レベルが維持されていけるかどうか懸念がある（林業局李副局長及び湖北省林業庁呉先金副庁長らにも善処方申し入れをし、検討する旨の回答があった）。
- ② 林木のように、成果をみるまでに長期間を要する研究についての個人の役割、評価が必ずしも明確でないので、プロジェクト実施期間中に係る面での啓発とルール作りの指導が必要である。
- ③ 若いC/Pが多く、先端的技術を習得しているとの気概もみられ、日本語の習得にも積極的で、ほとんど日本語で自己紹介していたのが印象的であった。

(2) 湖北省江漢平原四湖洪水地域総合開発計画：湖北省荊州市

(1997.1～2002.1 リーダー：谷 宏則)

1) 概要

- ① 洪水地域が集中し、土地利用が制限されているため、堤防改修やポンプ排水後の圃場内排水とそれに伴う営農技術の確立のため、日本の技術を導入し、モデル的に実証・普及を図る計画。
- ② 湖北省科技委、水利庁、農業庁、湖北農学院などで研究センターを作り（農学院内）、農学院の教授らを主体にC/P（身分は教授のままで、仕事はほぼセンター勤務）を形作り、土地利用計画、排水施設の設計施行管理技術、土壌改良、施肥改善、栽培技術等の課題で技術開発を行っている。
- ③ 研究センターの試験圃場（約3ha）の他、荊州市、潜江市の2か所にモデル地区（それぞれ、400ha、360ha）を設置。試験圃場での作付け体系の検討の他、モデル地区内での10ha規模での圃場整備（1ha区間圃場の整備、初穀暗きょ排水の施工等）を実施。

2) 所感

- ① 圃場排水が改良されることにより、稲の収量向上、収穫行能率の向上、裏作作付けが可能となることなどから、関係者の期待は極めて高い。
- ② C/Pは、今後このプロジェクトのウエートを基盤整備技術から生産改善技術へと移していくことを期待しているが、農民は稲わら、初穀など換金可能なものはすべて売り払う習慣になじんできており、中緯度（北緯30度近く）で汎用化された水田での普及可能な効果的の地力維持対策の開発には、かなりの困難が予想される。
- ③ 日本の技術協力の受け皿としてのセンターは、資金、人ともに寄せ集めであり、省の機関としての位置づけが明確でない（省管理事務室の位置づけ）ところがある。この指摘に対して、省科技委、石尚文主任からは、科技部に対して、国家レベルのセンターとしての位置づけを与えるよう申請していること、また、農村水利司（水利部所属か）司長も来訪の際、プロジェクトに強い興味を示し、国家レベルのセンターへの努力を約したとの発言があった。
今後、地方レベルにも行政改革が進められるなか、実現には困難が予想されるが、この指摘をプロジェクト及び事務所も文書で要請するなどのフォローが望まれる。
- ④ C/Pは書類上16名とされているが、相手側説明では、専属35名、兼務39名、計74名としている。日本側専門家からも、日本への研修期待の者が多いため、リスト上多くなっており、ある程度流動的との説明もあり、あいまいさが残る。

今後、日本側専門家には、C/Pの中から、当該分野を若手などに指導し、プロジェクト終了後も自立的に指導し得る者をコアスタッフとして厳選し、教育していくことが強く求められる。

- ⑤ プロジェクトサイトは武漢市から約200km離れた農村地帯にあることから、接待をはじめ、農村的な慣習などが多く残り、日本側専門家から少しでも有利な条件を引き出すべく、人物評価など分断的な行為も行われるようであり、専門家の気苦労が多いと思われる。今後、JICAとして専門家の評価を行う場合の難しさを痛感した。

(3) 灌漑排水技術開発研修センター計画フォローアップ：北京市

(1998.6～2000.6 リーダー；関 光男)

1) 概要

- ① 畑地灌漑での節水を目的に、1993年から1998年6月まで、先進的な技術の導入と伝統的な灌漑技術の改良・開発を行い、技術者の訓練を実施し、多くの成果を得た。残る水管理技術やシステム開発について、2年間のフォローアップ事業を実施している。
- ② 3名の日本人専門家により、順義節水灌漑試験地をモデルサイトとして、用水管理プログラムや灌漑排水技術計算システムを開発中。
- ③ これまで開発してきた成果は、センターとして独自に中国各地からの技術者を受け入れ、研修を行って普及している。

2) 所感

- ① 当該センターは水利部に属し、中央政府のセンターとして全国の研修生を受け入れ、開発された技術を普及させており、当初予定どおりの機能を果たしている。
- ② 一方で、技術者は集積回路などを調達しては、これを組み立て、水管理用の器材として販売すること等を試みており、公的機関といえども収益を上げねばならない実態がかいま見られた。
- ③ 関リーダーから、今後、プロ技サイトも独立採算を求められるなかで、中国について、経理、人事、予算など独立組織としての運営能力をつけさせるための研修コースの要請がなされたが、検討の余地ありと考える（現在、かかるコースには、経験が問われ、日本側での選考にほとんど漏れるとのこと）。

(4) 農業センサデータ処理・活用技術改善計画

1) 経緯

- ① 1997年1月に初めて実施された中国農業センサスについて、国家統計局はそのデータ処理のため、コンピュータ等の機材を日本から無償資金供与によって調達すべく努めたが、国内調整の結果、プロ技での協力要請となった。
- ② 採択との方針のもと、1997年9月に事前調査団、1998年3月に長期調査員を派遣し、協力内容、供与機材などについての日中協議を実施した。

- ③ この過程で、中国側の期待とプロ技で得られるものとのギャップ（機材費として中国側は少なくとも10億円、プロ技では1億円）が明らかにされたが、中国側は、日本側の譲歩を引き出すことを前提に、日本側はセンサデータの利用への期待をもって、双方実施に向け、交渉を継続してきた。
- ④ しかし、中国側は機材の金額は譲歩できても、日本側長期専門家の統計局内への駐在は不适当であり、また、実態としてその必要性は認められず、せいぜい週1～2日程度のC/Pとの打合せができれば十分である、との線は譲れないとの態度を表明している。
- ⑤ 日本側として、その条件ではプロ技として実施する意味がなく、特にデータの活用技術の面等では責任を持って技術移転の成果を上げ得ないとして、実施取り止めもやむを得ないとの方向づけをし、中国側条件をJICA中国事務所長名の文書で確認した。
- ⑥ これに対し中国側では、センター名を書いたのみのFAXで条件は変えられず、さらに日本側が統計局の外に置く執務室の費用は、日本側負担とするようにと連絡してきた。これに対し、科学技術部、日中双方の大使館も調整に動き、事務所長も再三会談を申し入れたが、統計局担当主任は正式回答を避け続け、暗礁に乗り上げた状況であった（1998年8月以降）。

2) 協議結果

資料8のとおりであり、プロ技としての協力ができなくなることを確認した。

3) 所感

行政改革が進展中であり、また、比較的簡単に失脚させられるとみられる中国において、対外交渉での不利益は自己の失脚につながるおそれ強いことを考慮すると、今回の朱向東主任の対応は理解できるものがある。今後とも、各種の協議において、それぞれの立場で強く主張がなされるものとみられることから、日本側としても、団員、団構成に十分留意し、各分担分野について、事前の検討を重ねておくことが必要である。

3. 要約

本実施協議調査団は「中国農業技術普及システム強化計画」に関する討議議事録（R/D）等について、中国側関係当局と署名を取り交わして、プロジェクトの実施を正式に取り決めることを目的として派遣された。調査団長ら一部は実施協議調査終了後、中国湖北省で国際協力事業団が実施中の農業2案件を視察したほか、北京で他の農業関連2案件に関して視察及び中国側との協議を行った。

署名を取り交わした「中国農業技術普及システム強化計画」の討議議事録の要旨は以下のとおりである。

- (1) 「中国農業技術普及システム強化計画」の目標は、中国・四川省において、農業技術普及員及び農民技術員の普及指導能力の向上を図るとともに、農業技術の農家への導入定着に至る実効性ある普及システムを構築することである。これにより、全国の農業普及システムを強化し、農業科学技術の農民への普及を促進する。
- (2) プロジェクトは全国農業技術普及サービスセンター、四川省農業技術普及サービスセンター及び同省自貢市農業技術普及センターの3機関をプロジェクトサイトとして行われる。四川省の2サイトでは、それぞれ実証試験及び実証展示圃場を設置して、普及指導能力の向上と農家への農業技術導入定着に資する。
- (3) 日本側チームリーダー／普及方法、業務調整、水田作普及、畑作普及の4分野に長期専門家を、また必要に応じて短期専門家を派遣するとともに、必要な機材を供与し、さらに中国側カウンターパート（C/P）を日本研修に受け入れる。
- (4) 中国側はプロジェクトに必要な土地、建物及び付帯施設を提供するとともに、C/Pを適切に配置し、必要な予算措置を講ずる。
- (5) プロジェクトの具体的活動は四川省で行われるが、プロジェクト総責任者を中国農業部国際合作司副司長、また実施責任者を全国農業技術普及サービスセンター主任及び四川省農業庁長として、成果の全国普及体制をとる。
- (6) 本プロジェクトの技術協力期間は、1999年3月1日から5年間とする。

4. 討議議事録の交渉経緯

4-1 実施協議調査にあたっての基本的な考え方

調査団は次に述べる基本的な考え方に基づいて、中国側関係者との実施協議調査に対処した。

- (1) 本件実施協議調査は、1998年3月実施の「第2次長期調査」において、日中双方が合意確認した、技術協力を実施するにあたっての基本的な枠組みをベースに行う。
- (2) 本件技術協力計画を策定するための一連の討議を通じて、日中双方が再確認することが望ましい技術協力実施にあたっての主要な基本的事項については、別途「覚書」として取りまとめ、再確認する。
- (3) 今次協議は、本技術協力の実施拠点が四川省（成都市、自貢市）であることから、四川省関係者との協議を十分に行い、彼らがJICAの技術協力についての理解を深めることに努める。

4-2 交渉経緯

4-2-1 討議議事録（R/D）について

(1) 署名者について

日本側としては、農業部国際合作司長を予定していたが、農業部としては、国際合作司における「日本担当」は副司長であることから、署名者を国際合作司副司長としたい旨申し出があり、中国側の要望どおりに変更した。

なお、これに関連して附属文書記載事項のうちの「当該計画の総責任者」〔Ⅳ-1、附表Ⅴ-1〕及び合同調整委員会の議長〔附表Ⅷ-2-1〕をそれぞれ農業部国際合作司副司長に変更した。

(2) 附属文書記載事項に係る中国語の表現について

附属文書に係る日本語文及び英語文については、日本側が提示した素案どおり合意されたが、附属文書記載事項のうち、日本人専門家及び家族に対する「中国における特権」〔Ⅲ-3〕及び日本人専門家及び家族に対する適当な家具付き住居施設を「提供するため必要な措置」について、中国側が、中国語でそのとおりに表現することに難色を示したことから、覚書でそれぞれ次のとおり処理した。

- 1) 「中国における特権」について、中国文では「優惠待遇」とするがその意味は、日本文に

おける「特権」と同じであることを確認した〔確認事項、13参照〕。

- 2) 家具付き住居施設を「提供する」については、「中国語で「提供する」は「無償で供与する」ことを意味し、家具付き住居施設を無償供与することはできない。しかしながら、日本人専門家の要望に応じ、日本人専門家に適当な家具付き住居施設を紹介する用意がある旨表明した」〔確認事項12参照〕とし、紹介程度にとどまることを確認することとした。

4-2-2 技術協力計画について

(1) 基本計画

技術協力プロジェクトの名称は「中国農業技術普及システム強化計画」とし、その基本計画は次のとおり合意された。

- ・上位目標：全国の農業技術普及システムの強化を通じ、農業科学技術の農民への普及が促進される。
- ・プロジェクトの目標：四川省において、農業技術普及員及び農民技術員の普及指導能力の向上を図るとともに、農業技術の農家への導入定着に至る実効性のある普及システムを構築する。
- ・プロジェクトの活動計画
 - ① 営農実態の調査・分析評価に基づく農業技術普及計画の作成
 - ② 農業技術普及方法の強化
 - ③ 農業技術普及員等への研修の充実強化
 - ④ 農業技術情報処理方法の改善

(2) 日本国政府の取るべき措置

1) 日本人専門家の派遣

長期専門家として①チームリーダー／普及方法、②業務調整、③水田作普及、④畑作普及の4名を派遣するほか、必要に応じて短期専門家を派遣することについて、中国側からは特に異論はなかった。なお、調査団から長期専門家については、可能な限り、協力開始の1999年3月1日には全員派遣したい旨述べた。

また、本件協力活動のサイトが少なくとも成都市と自贡市の2か所に分散することから、計画的な短期専門家の派遣が必要になるものと思われる。

2) 機材供与について

- ① 機材供与について調査団は、第2次長期調査の際に説明したとおり、日本円にして年間3,000万円を限度に供与する方針であるが、財政事情が厳しいことから3,000万円を下回ることも想定される旨説明し、中国側の理解を求めた〔協議覚書確認事項21)参照〕。

- ② また、調査団から平成10年度の機材供与については、会計年度末の業務処理上困難であることから、平成10年度予算に計上しないこととした旨述べ、理解を求めたが、中国側は、営農調査の実施等緊急に必要な調査・普及活動用車両、調査結果の集計分析用パソコン等の機材について、平成10年度予算による供与を強く要望しており、調査団としても善処方を期待している〔確認事項2.2〕。
- ③ さらに調査団は、日本から購送する機材については、各実施機関別に発送する計画であることから、各実施機関にとって適切な機材の陸揚げ港を指定するよう依頼したところ、3機関とも「天津新港」を指定した〔確認事項2.3〕。

3) 研修員の受入れについて

中国人カウンターパートの日本への受入れ研修の年間受入れ人数は、第2次長期調査の際説明したとおり、3名を予定しているが、1998年度に限り、1名当たり2～3週間で、4名を受入れる用意がある旨説明し、人選を依頼したところ、次の4候補者が推薦された。所定の手続きを経て、1999年3月末日までには来日する見込みである。

- ・許 維 升：全国農業技術普及サービスセンター副主任（研究員）
- ・塗 建 華：四川省農業技術普及サービスセンター副主任（高級農芸師）
- ・楊 文 貴：四川省農業技術普及サービスセンター（高級農芸師）
- ・倪 躍 松：自貢市農業局副局長兼自貢市農業技術普及センター主任（高級農芸師）

※ただし、塗 建華氏については、調査団帰国後、来日不可能が判明。代替者は康 厚生 高級農芸師。

(3) 中国政府の取るべき措置について

1) 日本人専門家及び家族に対する「中国における特権」について

この件については、既に述べたところであるが、中国側は、英文での表現“Privileges”については異論を述べず、中国文では、「特権」を避け、「優恵待遇」と表現することを主張して譲らず、覚書で、日本文の「特権」と中国文での「優恵待遇」は同じ意味であることを確認して処理した。

解釈に相違がある場合は、“英語の本文”によることとなっているので、問題がないとする意見もあるが、“討議議事録”に関し中国側は、英文よりも中国文を重要視している姿勢が見受けられることのほか、何よりも派遣された日本人専門家及びその家族の中国における生活上の処遇にかかわる問題であることから、統一的な処理方策が望まれる。

2) 中国人カウンターパートについて

調査団は、中国側に対し、技術協力の実施に関し、技術の移転が円滑かつ効果的に行われるため、日本人専門家1名に対し、複数のカウンターパートの配置を要請した。

その結果、中国側は、5年間の協力期間中に若干の異動があることを条件に資料4のとおり、通訳等を含め全国農業技術普及サービスセンター7名、四川省農業技術普及サービスセンター10名、四川省自貢市農業技術普及センター10名のカウンターパート配置計画を提示してきた。

なお、これら27名のカウンターパートは、協力活動に直接従事するカウンターパートで、これ以外に日本人専門家のチームリーダーのカウンターパートとして、農業部国際合作司副司長及び四川省農業庁長がプロジェクトの運営管理の任にあたることとなる。

3) 実証試験及び実証提示圃場について

新しい農業技術を普及に移すための実証試験及び実証展示活動は、四川省農業技術普及サービスセンター及び自貢市農業技術普及センターにおいて実施することとなり、そのための圃場は、両センターの経費負担において確保されることが合意されている。今回の調査において、調査団は、中国側が予定した成都市郊外にある成都市第2農業科学研究所の圃場、自貢市近郊の実証展示候補の農家圃場を視察したが、具体的な圃場の選定は、取り上げる実証試験のための技術、実証展示する技術が決まった段階で、専門家の活動条件等を検討のうえ決定するのが望ましい。

(注) 四川省農業技術普及サービスセンターは、水田圃場(成都市第2農科研)、畑地(金堂県内)、野菜圃場(成都市第1農科研)を予定している。

4) 日本人専門家の執務室等について

本件技術協力に係る日本人専門家の活動拠点は、四川省農業技術普及サービスセンター及び四川省自貢市農業技術普及センターになることから、第2次長期調査段階から、専門家の執務室、会議室等の整備を要請してきた。

四川省農業技術普及サービスセンター関係については、省農業庁の農業ラジオ学校棟の2階(400m²)に事務室10部屋、会議室1部屋、倉庫2か所等が用意されている。また、四川省自貢市農業技術普及センターについては、センター内に専門家事務室1部屋(44m²、空調2台設置済み)、専門家の休憩室4部屋(各部屋20m²)の改装がなされている。

調査団としては、中国側の財政負担によって、協力活動の開始に間に合うよう、遅くとも1999年2月末日までに基礎的事務調度品、電話の架設等を含めすべての改装工事を完了するよう要請し、中国側の合意を取り付けた〔確認事項6参照〕。

5) 中国側が負担すべき経費予算の確保について

調査団から、R/D付属文書Ⅲ-7に掲げる中国側が負担すべき経費について、5年間の協力期間中はもちろん、当面1999年度に必要な経費について、各実施機関が責任をもって財政当局に要求し、確保するよう求めたのに対し、中国側は責任をもって確保に努めることを表明した。

特に調査団は、四川省農業庁及び自貢市農業局が予算確保に全面的に協力するよう強く要請した。

なお、中国側から、財政当局への予算要求との関連でR/Dの付属文書IIの日本政府の取るべき措置として「日本側は総額5億円の援助」の文言を追加するよう要求が出されたが、調査団としては、中国側の要望は理解できるものの、本件は資金協力とは違う技術協力であり、R/Dに総投入額を明記することはできない旨説明し、納得させた。

(4) 管理体制について

本件技術協力は、実施機関が3か所に分かれており、かつ、それぞれの予算、人事等を所管する行政部局が異なることを踏まえ、本件技術協力の円滑かつ効果的な実施を確保する観点から、R/Dの付属文書IV項に記載されている事項のうち、各責任者の具体的な役割等について、覚書で次のとおり補足確認した〔確認事項1参照〕。

1) 総責任者としての農業部国際合作司副司長は

- ① この計画に係る技術協力の実施について、3実施機関の間において意見の相違、利害の対立等が生じた際における総合的な調整
- ② 3実施機関が実質的に措置することが求められているR/D付属文書Ⅲ-6及びⅢ-7に記載されている事項（カウンターパート等の役務、土地・建物の提供、運営費経費負担等）が的確に履行されるよう関係行政機関を含む3実施機関に対する指導、督促
- ③ 合同調整委員会を議長として主宰、技術協力の計画的、効果的な促進の確保
- ④ 技術協力の実施に係る各種申請書の総括責任者
- ⑤ 技術協力の実施に関する日本側専門家チームリーダーの提言または助言に対する適切な措置

2) 実施責任者

- ① 技術協力実施に係る実質的な責任者は基本的には、3実施機関の主任で、これら3者が共同して実施責任を負う。
- ② ただし、四川省内において実施する技術協力については、四川省農業庁長が実施責任者として総合的な調整責任を負う。
- ③ 実質的な実施責任者である3実施機関の主任は、R/D付属文書Ⅲ-6及びⅢ-7に記載されている技術協力の実施に必要な措置を責任をもって講ずる。
- ④ ただし、上記との関連で、四川省農業庁及び自貢市農業局は、農業技術普及事業所管行政機関として、それら必要な措置の実施のために全面的に協力する。

3) 日本人専門家チームリーダー

- ① カウンターパートは、農業部国際合作司副司長、全国農業技術普及サービスセンター

主任及び四川省農業庁長のほか、四川省農業技術普及サービスセンター主任、自貢市農業技術普及センター主任及び自貢市農業局長であり、これらの者に対しても必要な提言及び助言を行うことができる。

- ② チームリーダーが農業部国際合作司副司長（総責任者）に対して提言及び助言を行うにあたっては、事前に3実施機関の主任と協議のうえ行う。

(5) 合同調整委員会の開催等について

- 1) 合同調整委員会の開催は、少なくとも年1回の開催を確保するため、議長の出席不可能な場合は、2名の副議長が協議のうえ委員会を開催し、会議を主宰できるよう覚書で措置した〔確認事項7参照〕。
- 2) 合同調整委員会の機能を補完し、技術協力の円滑かつ効率的な実施を促進するため、別途運営委員会を措置することとし、運営委員会の名称、具体的な機能と業務内容、委員の構成等は、技術協力開始後関係者が協議して決定することを申し合わせた〔確認事項8参照〕。
- 3) 調査団は合同調整委員会の委員として、四川省農業科学院の代表及び四川農業大学の代表を含めることを提案したが、四川省農業庁長としては、農業庁の所管外の機関であり、関係機関が多くなることにより運営管理が困難になるとして、委員に含めることに反対したので、将来必要ある場合は含めることもあり得ることとし当面は委員に含めないこととした。

(6) 暫定実施計画（TSI）について

- 1) 今回策定した暫定実施計画における活動内容は、資料2に示すとおり、基本的な活動内容のみにとどめた。
- 2) 暫定実施計画の活動内容のうち「営農実態調査の実施と結果の分析評価」活動は自貢市のモデル的な郷・鎮を選定して実施することとなるが、この種の活動は、中国側においてもあまり経験がなく、時間と人手を要することから、全国農業技術普及サービスセンター及び四川省農業技術普及サービスセンターのカウンターパートの協力参加が望ましいことを確認した。

また、日本側としても短期専門家派遣による協力が必要と考えられる。いずれにしろ、早期に準備を進めることが望まれる。

- 3) また、暫定実施計画で計画されている活動項目「農業技術普及方法の強化」の実施については、覚書で次のとおり確認した〔確認事項11参照〕。

- ① この活動項目は、四川省農業技術普及サービスセンター及び自貢市農業技術普及センタ

一の両センターにおいて実施する。

- ② 上記両センターにおいて実施する実証試験及び実証展示のために取り上げる技術課題については、両センターが予定している候補課題をベースに、協力開始後、日本人専門家と中国人カウンターパートが検討協議して決定する。
- ③ 採択する技術課題の検討にあたって、四川省農業技術普及サービスセンターにおいて実施する技術課題は四川省全体の農業の現状と将来の振興方向の視点に立って、また、自貢市農業技術普及センターにおいて取り上げる技術課題は同様に自貢市の農業の現状と将来の開発方向を視点に、それぞれ総合的に検討・調整のうえ決定することが望ましい。

(7) 暫定実施計画の見直しとプロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) の作成

- 1) 今回策定された上記暫定実施計画については、初年度に実施が計画されている営農実態調査の分析評価結果等に基づいて所要の見直しを行うことを確認した。
- 2) また、この計画に係る技術協力の運営管理を円滑かつ効果的に実施するため、参加型計画手法に基づいて所要の分析作業を行い、その結果をPDMに要約する作業を、協力開始後、上記の営農実態調査等と並行して行うことを申し合わせた。
- 3) 上記の一連の作業は、日本人専門家と中国人カウンターパートが協力して、1999年末までに終わることを目標に実施し、それらの作業結果については、JICAが1999会計年度内(日本の)に派遣予定の運営指導調査団とも検討協議のうえ、合同調整委員会の承認を得る手続きをとることを確認した。

(8) 技術協力の実施にかかる各種申請書 (A1、A2-3、A4フォーム) の取扱いについて

技術協力実施のために提出することが定められている専門家の派遣、カウンターパートの研修員受入れ、機材供与に係る各種申請書については、農業部国際合作司が全体の窓口となり、各実施機関から提出された申請書を整理、取りまとめのうえ、科学技術部を通じて、在中国日本国大使館に提出する事務処理手順がとられることを確認するとともに、中国側は定められた期限内に迅速かつ的確に処理することを表明した。

(9) その他

今回の一連の協議の過程において、中国側から要望または提案された主な事項は次のとおりであった。

- 1) 中堅技術者養成対策事業の実施をR/Dに盛り込むこと(具体的な計画が出された段階で検討)。
- 2) 専門家の執務室の内装については中国側で責任をもって実施するが、空調、パソコン、

コピー、FAX、タイプライター等事務用機器の整備についてJICAの援助を期待（原則中国側負担）。

- 3) 技術普及情報ネットワークを構築し、農業技術情報を十分に活用するため、専門家執務室のコンピュータをインターネットに組み入れることを提案（インターネットに組み入れることの必要性から検討する必要がある）。
- 4) 1999年6月に成都市に日・中の専門家等を集めてセミナーを開催し、詳細実施計画とPDMを作成する。経費はJICA負担（これは、調査団から本件技術協力実施のPRを兼ねて、協力開始2年目ごろにセミナーを開催することを提案したのと混同）。
- 5) 機材供与を協力開始2～3年の間に集中して実施すること。

4-3 中国側実施体制

(1) プロジェクト管理体制

行政機関の大規模な組織改革が進められている最中であり、中央では既に各機関の合併、事業団体化が進み、行政人員が半分に削減された。地方では1999年度から人員削減が強行され、人員は40%に縮小される予定である。このことはプロジェクトの管理体制にも影響を与えと思われる。

行政機関でも独立採算制が導入され、各機関とも現金収入を凶らなければならなくなっている。

今までの3回にわたる調査協議の中国側責任者であり、当プロジェクトの意義をよく理解していた全国農業技術普及サービスセンター劉松林主任は辞任したものと判断される。このこともプロジェクト管理体制に影響を与えと思われる。

(2) ローカルコスト

自貢市農業技術普及センターはローカルコストを確保しているが、北京と四川省のセンターは確保しているとは思われなかった。

ただし、農業部路明副部長は、ローカルコストは確保する、問題が発生したら自分に直接報告して欲しいと表明した。

(3) カウンターパート

カウンターパート名簿は資料4のとおりである。

それぞれ学歴も高く、高級農芸師、農芸師の資格を有する者を配している。

(4) 辦公室

辦公室を設置するのは四川省のみ。全員がカウンターパートとの兼任であり、多忙な時期に、業務に対応できるか否かが懸念される。

四川省農業技術普及サービスセンタープロジェクト辦公室の構成は以下のとおりである。

- ・主任：配置せず
- ・業務調整：向 華慶
- ・会計：劉 汝之
- ・通関担当：康 厚生
- ・秘書：李 明
- ・運転手：未定

自貢市農業局 譚 遠明副局長がプロジェクト辦公室主任に指名されている。

(5) 通訳

3機関ともに各1名の通訳を配置。今のところ、日本語のレベルは高くないがプロジェクト実施中に、専門家との日常的な接触、日本でのカウンターパート研修を通じて、向上するものと思う。

- ・全国農業技術普及サービスセンター：黄 錦龍
- ・四川省農業技術普及サービスセンター：葉 少平
- ・自貢市農業技術普及センター：張 世元

(6) 日本人専門家執務室

1) 全国センター

特に設置していないが、センター内に空き部屋が多いため、必要があれば即座に対応できるとの表明があった。

2) 四川省センター

農業ラジオ学校内の1フロア、10事務室、1会議室、1トイレを専門家とカウンターパートのために提供。うち5事務室を専門家執務室とすることで合意。改造と事務具の設置を要求中。

3) 自貢市センター

普及センター内の44m²空調2台付きを専門家執務室として提供。これ以外に専門家休憩室(宿泊用)4部屋を用意。

(7) 試験、展示園場用地

四川省、自貢市ともに用地を確保している。ただし、四川省の1か所は現在造成中。

5. 現地調査結果

5-1 営農実態調査・分析評価に基づく技術普及計画の作成

本プロジェクトの効果的な展開を図るためには、普及活動の対象となる地域（郷・鎮）における農家の営農実態及び農家の意向等を把握・分析・評価のうえ問題点の整理、課題化を図って普及計画を作成し、これに基づき実証展示圃の設置、研修会の開催等による普及活動を推進することが重要である。

このため、協力開始1年目に自貢市において実施する営農実態調査等の実施対象地域については、農業生産、営農等の農業特性や交通事情及び普及指導体制の整備状況等について、総合的に検討し本プロジェクトの重点普及手法となっている実証展示圃の設置等による普及活動のモデルとなり得る郷・鎮を選定（2～3郷鎮）することが緊要である。

営農実態調査にあたっては、自貢市農業技術普及センターカウンターパートを中心に四川省農業技術普及サービスセンターカウンターパートの協力を得て行うとともに、調査方法等については、短期専門家（農村社会学的見地からの調査方法に加えパソコンによる集計・分析等に関する知識、経験のある者）を派遣して行う必要がある。

5-2 実証試験、実証展示圃設置による新技術の普及促進

実証試験及び展示する技術課題については、現在、全国農業技術普及サービスセンターが示している重要プロジェクトについて四川省、自貢市の普及活動状況や農業の現状等を踏まえて設定することが重要である。

なお、今後本プロジェクトにおいて取り組む課題設定に資する観点から、現在省段階及び市段階で取り組んでいる普及課題と新たに実証試験、展示を予定している普及課題について説明を求めたところ、次のとおり提案があった。

(1) 実証試験、展示圃設置の現状と主要普及課題

現在、四川省及び自貢市の普及センターにおいて、次の普及課題について実証試験、展示等による普及活動が推進されている。

1) 四川省農業技術普及サービスセンター

- ① 小麦コーティング種子及び総合増産技術
- ② 水稲優良新品種及び総合増産技術
- ③ 水稲畑稲粗植技術
- ④ 茶の施設栽培と機械摘み取り技術

- ⑤ バランス配合肥料技術
- ⑥ 土づくり
- ⑦ 稲・麦わらの還元技術
- ⑧ 化学肥料の深層施肥技術
- ⑨ 病害虫の発生予察と予察情報提供システムの構築 (実証試験)
- ⑩ 害虫抵抗性の調査と防除技術 (")
- ⑪ 高効率節水農業技術 (")
- ⑫ 種子コーティング技術 (")

2) 自貢市農業技術普及センター (衛坪鎮普及ステーションの例)

- ① 水稻畑稲栽培技術
- ② 水稻投げ稲栽培技術
- ③ 病虫害総合防除技術
- ④ トウモロコシの粗植栽培
- ⑤ トウモロコシのマルチ技術
- ⑥ 野菜のマルチ、ハウス栽培技術
- ⑦ 野菜の点滴灌水技術
- ⑧ 柑橘高継ぎ技術
- ⑨ 再生稲栽培技術

(2) 実証試験、実証展示の候補課題

本プロジェクトにおける実証試験、展示の候補課題として、四川省農業技術普及サービスセンター及び自貢市農業技術普及センターから次のとおり提案があった。

1) 四川省農業技術普及サービスセンター

① 水稻畑苗投げ植え栽培技術

水稻畑苗投げ植え栽培技術には、作業量の節減、節水、節肥、田植えの省略、増産増収等の優れた特徴がある。2～3年の実証試験、展示では比較的良好な成果が得られ、農民からの評価が高い。このため、以下の課題に関する実証試験・展示を行う。

- (a) 更に試験研究を進めることによる水稻畑苗投げ植え栽培の技術体系の確立
- (b) 技術体系の指針作成、視聴覚教材の作成による技術訓練の実施
- (c) モデル展示による全省的な普及

② 水田固定明渠、稲麦不耕起簡単化増産栽培技術

本技術は、水稻収穫後3～4mの間隔で幅約30cmの固定明渠を掘り、不耕起で小麦を播種し、麦の収穫後は不耕起で水稻の畑苗を投げ植えするものである。2年間の実証試

験の結果、本技術は、作業量の節減、エネルギー節約、増産増収の効果が確認され、農民の評価も高い。このため、以下の課題に関する実証試験・展示を行う。

- (a) 更に試験研究を進めることによる本技術の確立
- (b) 技術指針の作成、視聴覚教材の作成による技術訓練の実施
- (c) モデル展示による全省的な普及

③ トウモロコシマルチ栽培総合技術

マルチは顕著な保温保湿効果があり、特に温度が低い山岳地と降雨量が少なく乾燥している丘陵地帯で、顕著な効果を上げている。したがって、マルチ栽培の普及、全省のトウモロコシ生産の安定、増産に大きな効果が期待できる。

本項目では、以下の課題に関する実証試験・展示を行う。

- (a) 更に実証試験を進めることによる本技術の確立
- (b) モデル展示による全省的な普及

④ ウイルスフリーサツマイモ栽培技術

本技術は実証試験の結果、顕著な増産効果を上げ、ムー当たり20~30%の増産効果上げた。また、ウイルスフリーサツマイモの普及は、サツマイモ生産を発展させるうえで重要な意義を有している。このため、以下の課題に関する実証試験・展示を行う。

- (a) 室内ウイルスフリー組織培養、網室内での苗繁殖技術の確立
- (b) 栽培技術の指針作成、視聴覚教材の作成による技術訓練の実施
- (c) 3種類のウイルスフリーサツマイモの種イモ（原原種、原種、生産用種）の繁殖と供給
- (d) モデル展示による全省的な普及

⑤ トウモロコシ多熟、広幅植え技術

畑地で秋の小麦播種期に、4m幅で畦を作り、幅2mは小麦を播種し、2mは空き地にしておき野菜を播種する。春に野菜を収穫した後、そこに春トウモロコシを移植または播種し、間作に大豆を播種する。小麦の収穫後、サツマイモを連作し、夏にトウモロコシを間作する。トウモロコシを主な作物とする多熟、広幅植え技術は畦と畦の幅が広いいため、ワンシーズンにトウモロコシと多種類の野菜栽培ができて有利である。最近数年間の実証試験の結果、トウモロコシを中心とする多熟、広幅植え技術は、災害防止及び被害の軽減、食料と経済作物の同時生産ができ、増産と増収が可能となった。

このため、以下の課題に関する実証試験・展示を行う。

- (a) トウモロコシを中心とする多熟、広幅植え技術の指針作成
- (b) 視聴覚教育教材の作成による技術訓練の実施
- (c) モデル展示による全省的な普及

⑥ 病害虫総合防除の技術移転

病害虫の総合防除技術を農民に伝授し、広範な農民が自覚的に総合防除を行うように仕向けるとともに、末端の農業技術員の総合防除に対する意識を高め、技術レベルを高めることが重要である。

このため、以下の課題に関する実証試験・展示を行う。

- (a) 稲作の総合的防除モデル展示圃を設置し、耐病性優良種と健康栽培の普及
- (b) 天敵の保護利用、生物農業による作物防除の普及
- (c) 防除法の改善、防除指標の緩和、管理作業を兼ねた防除作業、農業による防除回数及び防除面積の低減化、毒性及び残留性農薬の淘汰、使用限度等の推進

また、田畑を教室に農民を対象とした農民現場学校を開設し、水稲田の生態分析、補助的試験及び結果の分析等を通じて、総合防除技術についての理解の増進を図るとともに迅速な技術移転を図る。さらに、IPMネットワークを構築し、県、郷、村、農民の連携による総合防除技術の移転を図る。

2) 自貢市農業技術普及センター

① 主要糧食経済作物の病虫害総合防除技術

1999年から「小麦、トウモロコシ、米、「ナス科+水稲、柑橘類」の総合防除基準体系の重点普及を推進する。このため、次のとおり各作物別に技術の総合化を図りモデル展示圃を設置する。

(a) 小麦

- a) 耐病性優良種の選別と適切な品種の配置
- b) 種子の精選等、適切な種子処理
- c) 栽培管理の徹底による植え株の抵抗性の引き上げ
- d) 天敵保護による、生態系バランスの促進
- e) 科学的指針に基づく農業使用による防除効果の確保

(b) トウモロコシ

- a) 害虫の発生源と病原残体の除去
- b) 病虫害抵抗性優良種の選別使用
- c) 適切な早播きと合理的な密植
- d) 施肥、水管理の強化
- e) 幼苗期における害虫防除と中苗期における病害防除、生育後期の病虫害の同時防除

(c) 水稲

- a) 耐病性優良種の選別使用
- b) 適期播種と健苗育成

- c) 施肥、水管理、栽植密度の適正化
 - d) 天敵の保護利用
 - e) 安全基準に基づいた農業使用
- (d) ナス科蔬菜
- a) 病害抵抗性多収優良種の選別使用
 - b) 種子及び苗床の消毒と健苗育成
 - c) 深溝、高畦、合理的密植
 - d) 大きな棚による健苗、発病予防管理
 - e) 無公害病害虫総合防除
 - f) 水田作、畑作の輪作体系の普及
- (e) 柑橘
- a) 栽培管理の強化
 - b) 天敵の保護利用
 - c) 農業の合理的使用
- ② 土地力観測と土壤肥料総合技術の応用普及の強化
- 土地の動態的地力観測を通して、現在の耕作制度の下での地力の消長の傾向を解明し、土地の障害因子の発生・変化の法則を把握し、施肥量と収量の関係を把握する。調査観測及び施肥技術の量的指数の構築にあたっては、コンピュータを活用し、臨機応変でその地域、土地に即した成分配合及び施肥法の確立を図る。
- 本項目では、以下の課題に関する実証試験・展示を行う。
- (a) 土地、栽植密度等別に測定給試験及び分析のうえ、それぞれの土地生産力・土地の養分供給力・多収穫に必要な肥料分レベルと必要施肥量の解明
 - (b) 先進的な回帰最化試験設計を採用し、圃場試験を通じて産出量の予測ができる回帰方程式の確立
 - (c) 優良作物品種、先進的な農耕、農業技術及び病害虫総合防除技術の適用
 - (d) 調査観測、試験結果及び展示効果等の数値を活用して土地測定配合施肥に関するコンサルタントシステムを構築する等の課題の調査研究
- ③ 水稲畑育苗技術の普及
- 1996年から水稲畑育苗技術の普及に取り組み、ある程度の増産効果を上げている。さらに、次の課題を重点にモデル展示普及を通じて水稲畑育苗栽培面積の増大を図る。
- (a) 苗床の選択と肥培（平坦、耕水良好、酸性で管理しやすい乾燥地または菜園に設定する。また、土地は肥沃で膨軟かつ通気性があるところを選び、初年度の10月末までに苗床の肥培を行う）

- (b) 苗床の酸度調整と施肥（硫黄粉を使用した酸度調整（水稲畑苗健苗剤の使用）を行い、土壌状態に応じた施肥方法と施肥量を選択する）
- (c) 苗床の整地消毒と播種（苗床の整地と溝切りの後、精密に均平し畦立てを行い、篩で振った細土で表面を覆う。土壌消毒剤により消毒を行う。種子は浸種の後消毒、催芽し播種する）
- (d) 育苗期の管理（播種後初芽までは保温に留意し、シート内の温度を35℃以下とし、初芽から一葉期までは25℃にコントロールする。一葉期から二葉期までは20℃に保ち日中晴天時は、シートを開け夜間は閉じる。二葉期から三葉期には寒気、湿気に留意し適時シートにより苗の保護に努め、状況により追肥を行う）
- (e) 田畑の種類別移植適期葉令（小苗（3.5葉）は冬の水田、中苗（4～4.5葉）は冬の休水田またはアブラナ、ソラマメ、緑肥を収穫した後の二期作田、大苗（6～8葉）は小麦を収穫した後の二期作田。長苗分けつ健苗（5本以上の分けつ）は長期稲作休水田に移植する）
- (f) 本田への栽植様式（栽植密度は水苗代苗に比較し粗植とする）
- (g) 本田期の施肥と病虫害防除（窒素換算全施肥量はムー当たり12kg程度、小中苗は元肥60%、追肥20%、穂肥20%、大苗は元肥70%、追肥30%を施肥する。病虫害防除は移植時に消毒液に苗を浸し、薬液が付着した状態で移植する）

④ トウモロコシ多収栽培技術

各地域によって異なる栽培条件の中で、現有の品種を用い適品種、栽培技術の確立を図る。成単14、16、18号、掖14、16、18号、沈7号等の品種を用いて、下記課題に関する実証試験を実施する。

- (a) マルチ育苗、全面シート被覆法、中期、後期におけるシートの有無の差異、追肥の経済適効果と生態特性の差異
- (b) 栽培方式の違いによる収量の差異
- (c) 品種及び栽植密度の違いによる経済性と生態学的特性の変化
- (d) 栽培方法及び追肥時期の違いによる差異
- (e) 生育中期における成長促進剤の効果

⑤ 小麦多収栽培技術

小麦の収量は、ムー当たり210kg程度で全省レベルに達していない。このため、現有品種の中から適品種を選定するとともに、多収栽培技術の確立、普及を図る。

現在、带状栽培法を採用しているところであるが、播種期、播種法、播種量と施肥法が適切でなく、収量が低いため、川麦28、29号、綿陽26号、綿農7号等の品種を用いて、以下の実証試験を実施する。

- (a) 生産現場の実態に合わせた25:25、30:30、60:60等数種の帯状移植方式の実施
- (b) 深溝、高畦で排水を図り、除草剤による雑草防除と不耕起栽培を採用し、慣行・栽培方式と対比しつつ、多収栽培法の確立
- (c) 成長促進剤について、品種別の適切な使用時期、濃度等の検討

(3) 実証試験、実証展示圃場設置予定地

1) 四川省農業技術普及サービスセンター

① 水田作普及（成都市第2農業科学研究所）

成都市の西方6km（農業庁より車で約30分）、温江県にあり、四川大学農学部に隣接設置されている。主要研究分野は水稲、小麦、油料作物（ナタネ）、サツマイモ、トウモロコシ、ニンニク等である。特に、「ナタネ」については、中国に2か所のみ設置（他に華東農業大学に設置）されている原原種農場の一つである。

組織体制は、職員総数117名、うち研究員58名（研究員2名、高級農芸師18名、農芸師25名等）が設置されている。

試験圃場は全体で約80ムーあり、すべて水田、畑の輪換利用となっている。うち、プロジェクトの実証試験及び実証展示圃場として借用予定圃場は、約20ムー（約1.2ha 8区画）である。また、圃場は用排水路ともコンクリートで整備されており、実証試験圃場として適切と考えられる。

なお、農業機械については、普及サービスセンターから借用して使用している。

② 畑作普及（成都市第1農業科学研究所）

農業庁から20km、車で約30分、郫県に設置されており、野菜、花、マッシュルーム等について試験研究している。面積は50ムーほどの規模である。

当研究所は、成都市内に設置されていたが、試験圃場が狭いため現在郫県に移転し試験圃場を整備中であり、1999年1月に完了予定。

しかし、当試験用地は元農家の畑地を徴用したところであるため、試験圃場として区画、整地等の工事中である。また、研究室等事務所の建物については、現在、着工されていない。したがって、当研究所の試験圃場を借用した実証試験は、圃場条件等から当分の間的確な成果が期待できないため、畑作の実証試験及び実証展示については、長期専門家と省普及サービスセンターが再度他の研究所を調査、検討のうえ決定する必要がある。

2) 自貢市農業技術普及サービス

① 畑作普及（成佳鎮呉家村）

当地域は自貢市から22kmの位置にあり、代表的な丘陵地域であること、鎮農業技術普

及ステーションの畑作技術普及指導能力が高いこと（当ステーション普及員数8名）、当地域の農家は営農に熱心で新技術に対する対応が積極的であること、小麦、トウモロコシ等食糧作物の主産地であること等から実証試験、展示圃場の設置予定地域として選定されている。

過去にも、当地域において「トウモロコシのマルチ栽培」について、展示圃を設置した例がある。

実証試験圃場の面積は、3～5ムー、展示圃場は、50ムー設置することとしている。なお、展示圃を担当する農家については、展示圃の記録も担当することから、補助金が支払われることとなっている。

しかし、当地域は丘陵地域であることから、農業用水路の整備が遅れており、例年3月～6月に激しい早魃があること（人力散水）、農家1戸当たりの畑地面積が少ないこと（したがって、多数の農家が展示圃を担当することとなる）、高齢者中心の営農であること等から、必ずしも適地とは言い難い面がある。

また、実証展示圃の設置は、営農実態調査の実施や、これに基づく普及活動の対象となるモデル郷・鎮における重要な普及手段となることから、日本人専門家とカウンターパートで、改めて普及活動のモデル郷・鎮選定の視点で調査検討のうえ、設定する必要がある。

なお、水田作普及に関する実証試験、展示についても畑作普及と同様、改めて調査検討のうえ、選定する必要がある。

5-3 普及員の研修施設及び研修機材

(1) 省段階

農業庁本館2階に120～150名、旧庁舎5階に50～60名規模の研修室が整備されており、シンポジウム、セミナー等を行っている。

研修生の宿泊は、主として農業庁招待所を利用している。

研修指導用機材については、29インチテレビがある他は特に整備されていない。

(2) 自貢市

農業技術普及センター内に100名規模の研修室と宿泊施設が整備されている。

研修指導用機材については、特に整備されていない。

5-4 専門家の生活環境

専門家の生活環境については、1997年8月に派遣された第1次長期調査の際、時間をかけて調査

を進めているため、今回の調査では日曜日の午後の空き時間を利用して、長期専門家が居住を予定している錦綉花園マンションとイトーヨーカ堂成都店を短時間調査したにすぎない。

(1) 成都錦綉花園マンション

第1次、第2次調査時には空き部屋が多数あったが、今回の調査時には空き部屋はほとんど売却または賃貸されており、敷地を拡張して建設中のマンション（1999年2月末完成予定）を薦められた。

長期専門家が成都市に赴任した段階で、当初はホテルに仮宿し、マンションの出来具合を見たうえで、ここに居住するか否かを決定すればよいと考える。

(2) イトーヨーカ堂成都店

1997年の11月に開店したばかりだが、客も多く繁盛している様子であった。生活用品もほぼ揃っている。

6. プロジェクト実施上の留意点

(1) 短期専門家の計画的なリクルートと派遣

本件技術協力は、四川省農業技術普及サービスセンター及び自貢市農業技術普及センターを中心に、全国農業技術普及サービスセンターを含む3か所において実施される。

一方、日本側から派遣する長期専門家は、業務調整専門家を含め4名である。しかも、技術移転は実践的活動を通じて行う方針であることから、実証試験、実証展示で取り上げる技術課題等によっては、短期専門家の協力が必要になるものと考えられるので、営農活動との関連を踏まえ、適期に派遣に応じるよう、前広にリクルートを行うなどの体制を整えることが望まれる。

なお、短期専門家については、派遣する分野、技術指導内容等にもよるが、第2次長期調査の際、中国側からは技術レベルが深く、高い者を望んでいたことに配慮することが望まれる。

(2) 通訳について

前記の中国人カウンターパートの配置計画でも見たとおり、中国側は全国農業技術普及サービスセンター、四川省農業技術普及サービスセンター及び自貢市農業技術普及センターにそれぞれ1名の通訳を配置している。

これら3名の通訳は、現状においては十分に意思の疎通が行える水準にはないようにみられた。

協力開始までには、これら通訳の日本語は上達するものと考えられるが、日本から派遣される専門家としても、中国語の理解に努めることが望まれる。

(3) 営農実態調査への取り組み

他のプロジェクトの実例からみて、営農実態調査の実施については、調査票の設計、調査員の訓練、調査結果の集計分析、評価等、かなりの期間と労力を要するものと思われる。

短期専門家の協力も含め、可能ならば、調査票の設計等の検討準備を今からしておく配慮が望まれる。

(4) 各種申請書の取り扱いについて

A1、A2-3、A4の各種申請書の中国側窓口は、既に述べたとおり、農業部国際合作司が担当することとなっているが、この国際合作司は、今回の機構改革で司長1、副司長2、5処、

25名の小世帯となった。

このため、実際の作業は、全国農業技術普及サービスセンターの外経外事処が担当することとなる模様であるが、プロジェクトサイトとしても緊密な連絡を取り、期限内に的確に処理するよう指導されることが望まれる。

なお、今回の協議の際、3機関による機材の分取りはあまりみられなかったが、中国における他の事例では、3機関均等的な考え方があり、注意する必要がある。

(5) 普及活動用車両について

機材供与にかかわる普及活動用車両については、現地の道路事情等を考慮して、四輪駆動車を供与候補車種としているが、中国側としては、燃費との関係で、乗用車タイプの車種を望んでおり、それらを勘案して供与車種を決める必要がある。

また、末端の農家との接触が多い郷・鎮の農業技術普及ステーションの場合には、普及員の活動は例外なく徒歩によっており、活動の範囲も限定され、効率的な普及活動が行いがたい状況におかれている。

協力開始後実施することを計画している営農実態調査結果等を参考にしつつ、モデル的に自貢市の郷・鎮の農業技術普及ステーションを対象に普及活動用の自転車供与し、普及活動の効果測定を試験的に実施することについて、検討することが望まれる。

(6) 現地業務費、ローカルコストについて

プロジェクトサイトが3か所に分散しているため、出張が多くならざるを得ない。そのため（特に成都市→自貢市）現地業務費については実態に応じた配慮が必要になると考えられる。

また、ローカルコスト負担事業のうち、特に研修やセミナー開催に関するものについては、営農実態調査の進捗・結果や具体的活動計画が策定された段階で、中国側のローカルコスト負担状況に応じて、セミナー開催費、中堅技術者養成費等による対応を、別途検討する必要が生じると考えられる。

資 料

1. 討議議事録（英文、和文、中国文）
2. 暫定実施計画（和文、中国文）
3. 協議覚書（和文、中国文）
4. カウンターパートリスト
5. 要請課題リスト（四川省農業技術普及サービスセンター、
自貢市農業技術普及センター）
6. 四川省の農業技術普及システム
7. 現有する機材リスト（四川省農業技術普及サービスセンター、
自貢市農業技術普及センター）
8. 農業サンセスデータ処理・活用技術改善計画に係る協議要旨

RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN JAPANESE IMPLEMENTATION STUDY TEAM
AND AUTHORITIES CONCERNED OF
THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE ENHANCEMENT OF
AGRICULTURAL TECHNICAL EXTENSION SYSTEM PROJECT

The Japanese Implementation Study Team organized by Japan International Cooperation Agency and headed by Makoto Kamewaka (hereinafter referred to as "the Team"), visited the People's Republic of China from November 8, 1998 to November 20, 1998 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Enhancement of Agricultural Technical Extension System Project in the People's Republic of China.

During its stay, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned on desirable measures to be taken by both Governments for successful implementation of the above-mentioned Project.

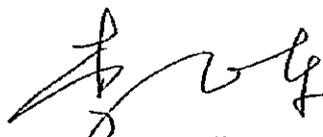
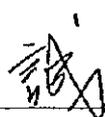
As a result of the discussions, the Team and the Chinese authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in Japanese, Chinese and English languages, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

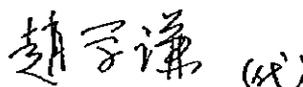
Beijing, November 19, 1998



Makoto Kamewaka
Leader
Implementation Study Team
Japan International Cooperation Agency
Japan



Li Zheng Dong
Deputy Director General
Department of International Cooperation
Ministry of Agriculture
The People's Republic of China



Wen Zheng Jing
Director General
Department of Agriculture
Sichuan Province
The People's Republic of China



ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of the People's Republic of China (hereinafter referred to as "China") will implement the Enhancement of Agricultural Technical Extension System Project (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") according to the normal procedures under the technical cooperation scheme of Japan.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide services of the Japanese experts as listed in Annex II.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

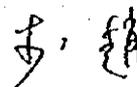
The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III (hereinafter referred to as "the Equipment"). The Equipment will become the property of the Government of China upon being delivered C.I.F. to the Chinese authorities concerned at the port(s) and/or airport(s) of disembarkation.

3. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF CHINA

1. The Government of China will take necessary measures to ensure self-reliant operation of the Project during and after the period of the Japanese technical cooperation, through the full and active involvement of all related authorities, beneficiary groups and



institutions in the Project.

2. The Government of China will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Chinese nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to economic and social development of China.
3. The Government of China will grant, in China, privileges, exemptions and benefits as listed in Annex IV and will grant privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.
4. The Government of China will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
5. The Government of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in China, the Government of China will take necessary measures to provide at its own expense for the Project:
 - (1) Services of the Chinese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V;
 - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
 - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above;
 - (4) Means of transport for the Japanese experts for official travel within China and travel expenses within Beijing city, Chengdu city and Zigong city;
 - (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
7. In accordance with the laws and regulations in force in China, the Government of China will take necessary measures to meet:
 - (1) Expenses necessary for transportation within China of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
 - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges imposed in China on the

Equipment referred to in II-2 above; and

(3) All running expenses necessary for the implementation of the Project as referred to in Annex VII.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

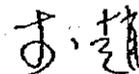
1. The Deputy Director General, Department of International Cooperation, Ministry of Agriculture, as the Project Director, will bear overall responsibility for the implementation of the Project.
2. The Director General, National Agro-Technical Extension and Service Center, Ministry of Agriculture, and the Director General, Department of Agriculture, Sichuan Province as the Project Manager, will bear responsibility for the implementation of the Project.
3. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VIII.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Chinese authorities concerned, at the middle and during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of China shall bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.



VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with, this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the China, the Government of China will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of China.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from March 1, 1999.

Handwritten signature in Chinese characters.

Handwritten signature in Chinese characters.

ANNEX I MASTER PLAN

1. Overall Goal

Through the enhancement of national agricultural technical extension system, agricultural technologies are extended to farmers smoothly.

2. Project Purpose

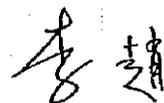
The capability on technology and management guidance of workers and farmer technicians is developed, and an effective extension system which extends the technologies for farmers is developed in Sichuan province.

3. Outputs of the Project

- (1) Appropriate plans of technology and management guidance corresponding to the technical subjects are formulated.
- (2) Extension activities based on verification and demonstration are conducted.
- (3) Capability of technology and management guidance of extension workers and farmer technicians is improved.
- (4) Effective agricultural technical information is extended to farmers.

4. Activities of the Project

- (1) Formulation of appropriate technical extension plans of extension activities based on a baseline survey.
- (2) Improvement of extension methods.
- (3) Improvement of the training program for extension workers and farmer technicians.
- (4) Improvement of processing methods for the agricultural information.



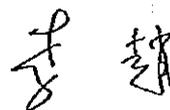
ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-term experts

- (1) Team Leader/Extension method
- (2) Coordinator
- (3) Extension technology (paddy field)
- (4) Extension technology (upland crop)

2. Short-term experts

Short-term expert(s) will be dispatched when necessity arises for the smooth implementation of the Project.



ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Machinery and equipment for making the training materials
2. Machinery and equipment for the extension activities
3. Machinery and equipment for the verification test
4. Vehicles and their spare parts for the extension activities
5. Other necessary equipment and materials for implementation of the Project



7



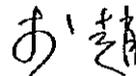
ANNEX IV PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

1. The Government of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on, or in connection with, the living allowance for the Japanese experts and their families remitted from abroad.
2. The Government of China will grant exemptions from customs duties imposed on personal effects imported for the Japanese experts and their families as well as on imported machinery and equipment related to their activities.
3. The Government of China will provide medical services to the Japanese experts and their families.



ANNEX V LIST OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director
(Deputy Director General, Department of International Cooperation, Ministry of Agriculture)
2. Project Manager
(Director General of National Agro-Technical Extension and Service Center,
Director General of Department of Agriculture, Sichuan Province)
3. Counterpart personnel in the following fields:
(National Agro-Technical Extension and Service Center, Sichuan Agro-Technical Extension
and Service Center, Zigong Agro-Technical Extension Center)
 - (1) Extension method
 - (2) Extension technology (paddy field)
 - (3) Extension technology (upland crop)
 - (4) Other related fields in accordance with the fields of short-term experts
4. Administrative personnel
(Sichuan Agro-Technical Extension and Service Center, Zigong Agro-Technical Extension
Center)
 - (1) Assistants for secretarial work
 - (2) Administrative staff
 - (3) Accountants
5. Interpreters
(National Agro-Technical Extension and Service Center, Sichuan Agro-Technical Extension
and Service Center, Zigong Agro-Technical Extension Center)
6. Other personnel necessary for the implementation of the Project
 - (1) Drivers
 - (2) Other supporting staff



ANNEX VI LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land (Sichuan Agro-Technical Extension and Service Center, Zigong Agro-Technical Extension Center)
 - (1) Verification field
 - (2) Demonstration field

2. Buildings and facilities (National Agro-Technical Extension and Service Center, Sichuan Agro-Technical Extension and Service Center and Zigong Agro-Technical Extension Center)
 - (1) Office space for the Japanese experts, meeting rooms and facilities necessary for Project activities.
 - (2) Building and facilities necessary for training
 - (3) Rooms and space for installation and storage of the equipment provided by Japan
 - (4) Facilities for electricity, water and communication

3. Other land, buildings and facilities necessary for the implementation of the Project (National Agro-Technical Extension and Service Center, Sichuan Agro-Technical Extension and Service Center and Zigong Agro-Technical Extension Center)

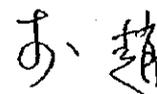
ANNEX VII RUNNING EXPENSES NECESSARY FOR THE PROJECT
PROVIDED BY THE CHINESE SIDE

(National Agro-Technical Extension and Service Center, Sichuan Agro-Technical Extension and Service Center and Zigong Agro-Technical Extension Center)

1. Salary and other remuneration for counterpart personnel and other Chinese personnel concerned with the Project
2. Expenses of transport and traveling of counterpart personnel for the Project activities
3. Running expenses necessary for the Project including the cost of electricity, water supply, fuel and other running costs of facilities
4. Expenditure for extension staff training program
5. Expenditure for the rent, maintenance and consolidation of the verification and demonstration field



11



ANNEX VIII JOINT COORDINATING COMMITTEE

1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year and whenever the need arises, and work :

- a. To give direction and guidance for the activities carried out under the Project and to coordinate inter-related activities within the other related agencies of the Government of China;
- b. To formulate, review and approve the Annual Work Plan of the Project under the framework of this Record of Discussions;
- c. To review the overall progress of the technical cooperation programs as well as achievement of the above-mentioned Annual Work Plan;
- d. To review and exchange views on the major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

2. Composition

(1) Chairman: Deputy Director General, Department of International Cooperation, Ministry of Agriculture

Vice-chairman: Director General, National Agro-Technical Extension and Service Center
Director General, Department of Agriculture, Sichuan Province

(2) Members:

(Chinese side)

- a. Representative of Department of International Cooperation, Ministry of Agriculture
- b. Representative of National Agro-Technical Extension and Service Center
- c. Representative of Department of Agriculture, Sichuan Province
- d. Director of Sichuan Agro-Technical Extension and Service Center
- e. Representative of Bureau of Agriculture of Zigong, Sichuan Province
- f. Director of Zigong Agro-Technical Extension Center

(Japanese side)

- a. Team Leader
- b. Coordinator
- c. All long-term experts
- d. Representative of JICA China Office
- e. Other personnel concerned with the Project

Note: Official(s) of the Embassy of Japan in China may attend the Joint Coordinating Committee as observer(s).

If a member of the Joint Coordinating Committee described above cannot attend the meeting, representative(s) can attend the meeting in place of the member(s).

3. Place

The Committee will meet at Chengdu city.

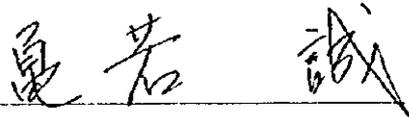
中国農業技術普及システム強化計画のための
日本の技術協力に関する日本側実施協議調査団と
中華人民共和国側実施協議代表団との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という）が組織し、亀若 誠を団長とする日本側実施協議調査団（以下「調査団」という）は、中国農業技術普及システム強化計画についての技術協力計画の詳細を策定するため、1998年11月8日より同年11月20日までの日程をもって、中華人民共和国を訪問した。

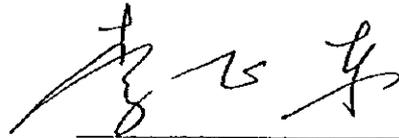
中華人民共和国滞在期間中、調査団は上記計画の有効な実施のための両国政府がとるべき必要な措置に関して中華人民共和国側実施協議代表団と意見を交換し、一連の討議を行った。討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し、ここに添付する附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

1998年11月19日に北京市にて等しく正文である日本語、中国語及び英語による本書を各々2通作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。

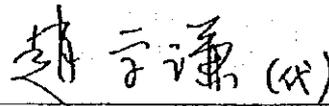
1998年11月19日 北京市



亀若 誠
日本国国際協力事業団
実施協議調査団長



李 正東
中華人民共和国
農業部国際合作司副司長



文 正経
中華人民共和国
四川省農業庁長



附 属 文 書

I 両国政府の協力

- 1 中華人民共和国政府（以下「中国政府」という）は、日本国政府と協力し、中国農業技術普及システム強化計画（以下「当該計画」という）を実施する。
- 2 当該計画は附表Ⅰの基本計画に基づいて実施される。

II 日本国政府の取るべき措置

日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、日本国側の負担において、JICAを通じて以下の措置をとる。

- 1 日本人専門家の派遣
日本国政府は、附表Ⅱに掲げる日本人専門家の役務を提供する。
- 2 機材供与
日本国政府は、附表Ⅲに掲げる当該計画の実施に必要な機械、機材、その他の資材（以下「機材」という）を供与する。機材は、陸揚の港及び（又は）空港にて中国側関係当局へC.I.F.建てにて引き渡されることにより中国政府の財産となる。
- 3 研修員受入れ
日本国政府は、日本における技術研修のため当該計画に関係する中国人を受け入れる。

III 中国政府の取るべき措置

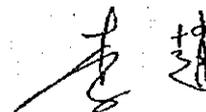
- 1 中国政府は、当該計画の関係者、受益者グループ及び関係機関を十分かつ積極的に当該計画に関与させることにより、日本の技術協力実施期間中及び終了後、当該計画の自主的な運営が持続されることを確保するために必要な措置を取る。
- 2 中国政府は、日本の技術協力の結果として自国民によって得られた技術及び知識が、中国の経済及び社会の発展に貢献することを保証する。
- 3 中国政府は、上記Ⅱ-1に掲げる日本人専門家及びその家族に対し、附表Ⅳに掲げる中国における特権、免税及び便宜を与えるとともに、同様の任務を遂行する第三国又は国際機関の専門家に劣らない特権、免税及び便宜を付与する。

1

- 4 中国政府は、上記Ⅱ－2に掲げる機材が、附表Ⅲに掲げる日本人専門家との協議のもと、当該計画実施のために有効に使用されることを保証する。
- 5 中国政府は、中国人が日本における技術研修を通じて得た知識及び経験が、当該計画実施のために有効に使用されることを保証するために必要な措置を取る。
- 6 中国政府は、中国において施行されている法律及び規則に従い、中国側の負担において、当該計画に次のものを提供するため必要な措置を取る。
 - (1) 附表Ⅴに掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務
 - (2) 附表Ⅵに掲げる土地、建物及び付帯施設
 - (3) 上記Ⅱ－2のJICAを通じて供与される機材以外で、当該計画実施に必要な機械、機材、器具、車両、工具、予備部品及びその他の必要な物品の供給又は取替え
 - (4) 中国における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び北京、成都、自貢各市内交通費
 - (5) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付き住居施設
- 7 中国政府は、中国において施行されている法律及び規則に従い、次の経費を負担するために必要な措置を取る。
 - (1) 上記Ⅱ－2に掲げる機材の、中国国内における輸送、据付け、操作及び維持管理に必要な経費
 - (2) 上記Ⅱ－2に掲げる機材に対し、中国国内において課せられる関税、国内税及びその他の課徴金
 - (3) 附表Ⅶに掲げる当該計画の実施に必要なすべての運営費

Ⅳ 当該計画の管理体制

- 1 農業部国際合作司副司長は当該計画の総責任者として、当該計画の円滑な実施のため強く支持するとともに、必要な調整、助言をする。
- 2 全国農業技術普及サービスセンター主任および四川省農業庁長は当該計画の実施の責任者として、当該計画の実施について責任を負う。
- 3 日本人チームリーダーは、当該計画の総責任者、および実施の責任者に対して、当該計画活動の実施に関する事項について、必要な提言及び助言を与える。
- 4 日本人専門家は、中国側カウンターパートに対して、当該計画の実施に関する技術面の事項について、必要な技術的指導及び助言を与える。
- 5 当該計画の技術協力を効率的かつ成功裡に実施するために、附表Ⅷに掲げる機能及



び構成による合同調整委員会が設置される。

V 合同評価

当該計画の達成度を確認するために、協力期間の中間および終了前6カ月の間に、JICA及び中国関係当局を通じて両国政府により合同で当該計画の評価が実施される。

VI 日本人専門家に対する請求

中国政府は、日本人専門家の中国内における当該計画の技術協力の遂行に起因し、又はその遂行中に、もしくはその遂行に関連して日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意又は重大な過失による場合を除き、その請求に対する全責任を負う。

VII 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、または本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

VIII 当該計画の理解及び支援を促進するための措置

中国政府は、当該計画に対する中国国民の支援を促進することを目的として、中国国民に広く当該計画を知らしめるため、適切な処置を取る。

IX 協力期間

本附属文書に基づく当該計画の技術協力期間は、1999年3月1日より5年間とする。

附表I 基本計画

1. 上位目標

全国の農業技術普及システムの強化を通じ、農業科学技術の農民への普及が促進される。

2. 当該計画の目標

四川省において、農業技術普及員および農民技術員の普及指導能力の向上を図るとともに、農業技術の農家への導入定着に至る実効性のある普及システムを構築する。

3. 当該計画の成果

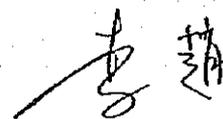
- (1) 技術課題に対応した普及計画が策定される
- (2) 実証試験・展示に基づく普及活動が実施される
- (3) 農業技術普及員等の指導能力が向上する
- (4) 有効な農業技術情報が利用される

4. 当該計画の活動

- (1) 営農実態の調査・分析評価に基づく農業技術普及計画の作成
- (2) 農業技術普及方法の強化
- (3) 農業技術普及員等への研修の充実強化
- (4) 農業技術情報処理方法の改善



4



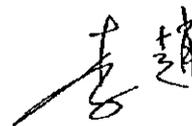
附表Ⅱ 日本人専門家

1 長期専門家

- (1) チームリーダー／普及方法
- (2) 業務調整
- (3) 水田作普及
- (4) 畑作普及

2 短期専門家

附表Ⅰの範囲内で、当該計画の実施に必要な分野の短期専門家が、必要に応じて派遣される。



附表Ⅲ 供与機材

- 1 研修資料作成用資機材
- 2 普及活動用資機材
- 3 実証試験用実験機器
- 4 普及活動用車輛およびスペアパーツ
- 5 その他当該計画実施のために必要な資機材

李

6

李

附表Ⅳ 日本人専門家に対する特権、免除及び便宜

- 1 中国政府は、日本人専門家及びその家族に海外から送金される報酬に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びいかなる課徴金も免除する。
- 2 中国政府は、日本人専門家及びその家族が持ち込む個人的使用品並びに業務に関連する機材に課せられる関税を免除する。
- 3 中国政府は、日本人専門家及びその家族に対して医療の便宜を提供する。

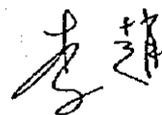
氣

7

李趙

附表Ⅴ 中国側カウンターパート及び事務職員

- 1 当該計画の総責任者（農業部国際合作司副司長）
- 2 当該計画の実施の責任者（全国農業技術普及サービスセンター主任、四川省農業庁長）
- 3 下記専門分野のカウンターパート（全国農業技術普及サービスセンター、四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター）
 - (1) 普及方法
 - (2) 水田作普及
 - (3) 畑作普及
 - (4) その他短期専門家の活動に関連する分野
- 4 事務要員（四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター）
 - (1) 秘書
 - (2) 事務職員
 - (3) 会計
- 5 日本語通訳（全国農業技術普及サービスセンター、四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター）
- 6 その他当該計画の実施に必要な人員
 - (1) 運転手
 - (2) その他



附表Ⅵ 土地、建物および付帯設備

- 1 土地（四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター）
 - (1) 実証試験圃場
 - (2) 実証展示圃場

- 2 建物及び施設（全国農業技術普及サービスセンター、四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター）
 - (1) 専門家の事務室、会議室および活動に必要な施設
 - (2) 研修に必要な建物及び施設
 - (3) 供与機材の据えつけ及び保管に必要な部屋及びスペース
 - (4) 電気施設、給水施設、通信連絡施設

- 3 当該計画の実施に必要なその他の土地、建物、施設及び付帯設備
（全国農業技術普及サービスセンター、四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター）

象

李趙

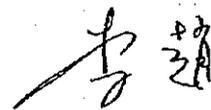
附表Ⅶ 中国側運営費

(全国農業技術普及サービスセンター、四川省農業技術普及サービスセンター、自貢市農業技術普及センター)

- 1 カウンターパート及びその他全ての中国人関係者の人件費及び諸手当
- 2 カウンターパートの、協力活動に必要な旅費、交通費
- 3 光熱、水道、燃料及びその他設備に関する費用等を含むすべての運営費
- 4 普及員等の研修の実施に必要な費用
- 5 実証試験・展示園場の借上費、栽培管理費および整備に必要な費用



10



附表Ⅶ 合同調整委員会

1 機能

合同調整委員会は、少なくとも年1回及び必要が生じたときに開催し、次の機能を持つものとする。

- (1) 当該計画の活動に関する技術的指導及び助言を与えるとともに、中国側関係機関内の関連活動との調整を行う。
- (2) 本討議議事録の枠内で当該計画の年次計画の策定、承認及び見直しを行う。
- (3) 上記年次計画の達成及び技術協力活動全体の進捗状況に関する検討を行う。
- (4) その他、当該計画の実施上生ずる、又はそれに関連する主要事項について検討及び意見交換を行う。

2 構成

- (1) 議長：農業部国際合作司副司長
副議長：全国農業技術普及サービスセンター主任
四川省農業庁長

- (2) 委員：

(中国側)

- 1) 農業部国際合作司の代表者
- 2) 全国農業技術普及サービスセンターの代表者
- 3) 四川省農業庁の代表者
- 4) 四川省農業技術普及サービスセンターの代表者
- 5) 自貢市農業局の代表者
- 6) 自貢市農業技術普及センターの代表者

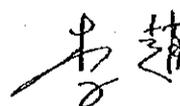
(日本側)

- 1) チームリーダー
- 2) 業務調整員
- 3) その他長期専門家全員
- 4) JICA中華人民共和国事務所の代表者
- 5) その他JICAが必要と認めて派遣する者

* 在中国日本国大使館員はオブザーバーとして出席できる。

3 開催場所

原則として成都市とする。



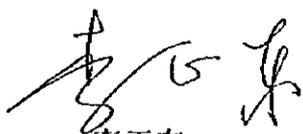
中华人民共和国实施协议代表团与日本国实施协议调查团
关于“加强中国农业技术推广体系建设项目”的
中日技术合作会谈纪要

由国际协力事业团(以下称“JICA”)龟若 诚为团长的日本实施协议调查团(以下称“调查团”)为制定“加强中国农业技术推广体系建设项目”的详细技术合作计划,于1998年11月8日至20日访问了中华人民共和国。

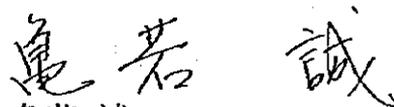
在中华人民共和国期间,调查团针对为有效实施上述计划两国政府应采取的有效措施,与中方实施协议代表团交换了意见,进行了充分的协商。协商结果,双方同意就在附件中记载的诸事项,向各自政府有关部门报告。

本会谈纪要于1998年11月19日在北京制成内容相同的日文、中文、英文文本各2份,如有异议时,以英文文本为准。

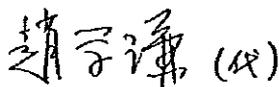
1998年11月19日 于北京



李正东
中华人民共和国
农业部国际合作司副司长



龟若 诚
日本国国际协力事业团
实施协议调查团团长



文正经
中华人民共和国
四川省农业厅厅长

